

平成21年 6月15日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (10名)	1番 松田俊和 2番 原 慎和彦 3番 松尾 仁 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡 光廣 10番 吉富 隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 教 育 長 教育長職務代理者 鶴 田 良 弘 会 計 管 理 者 池 田 豪 文 総 務 課 長 江 頭 典 雄 住 民 課 長 鶴 田 直 輝 健康増進課長 江 口 正 光 税 務 課 長 白 濱 博 巳 企 画 課 長 川 原 源 弘 建 設 課 長 江 崎 文 男 福 祉 課 長 北 島 徹 産 業 商 工 課 長 渡 邊 昭 秋 教 育 課 長 岡 義 行 文 化 課 長 原 田 大 介 子 ども 安 全 課 長 大 隈 忠 義 農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 島 日 出 夫
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 小 野 清 人 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成21年6月15日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 中山五雄	1. 行財政改革について 2. 合併について 3. 西峰2号線避難道路について
2	8番 伊東盛雄	1. 平成20年度末の財政状況について 2. 町税及び手数料等の滞納について 3. 情報公開について 4. 小学校の学校パトロールについて
3	3番 松尾 仁	1. リーダーシップについて 2. 行政（組織の機能向上）について 3. 財政改革について 4. 広報について

午前9時38分 開会

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（吉富 隆君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番中山五雄君よりお願いをいたします。

5番（中山五雄君）

皆さんおはようございます。通告書に従いまして3点ほど質問いたします。

行財政改革についてということで、今後の行政改革をどのようにしていくのか、説明をお願いしたい。今、上峰町は財政が大変逼迫している状況で、財政の健全化に向けて改革は

どのようにやっていくのか、具体的に説明をお願いしたい。

2番目に合併について、町長は住民アンケートをとるとのことですが、いつなのか、それと方向性について、町長の考えを具体的に説明をお願いしたい。

3番目に西峰2号線避難道路について、西峰2号線ができてから事故が大変多くなっております。この西峰2号線についての安全面についての考えはどのようにされているのか、お尋ねしたいと思っております。

以上3点です。

議長（吉富 隆君）

行財政改革について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（川原源弘君）

おはようございます。企画課のほうから行財政改革について、一括して御答弁申し上げたいというふうに思います。

町を取り巻く諸環境からして、行財政改革は議員がおっしゃるように、ともに必要不可欠な重要事項ということですので、町長の今回の施政方針においても機構改革や財政健全化に向けては特に強化する重要事項という形で大きくうたわれているところでございます。

複雑多様化する住民サービスに対応すべく、組織機構の再編まで踏み込んだ方向性を見出すとともに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率、これは99.1%、それに実質公債費比率も早期健全化基準の25%という形に非常に接近している厳しい状況であるということは、もう既に議員各位におかれても御承知のことだというふうに思っております。

このことから財政再建に向けた取り組みは急務であるということから、財政再建に向けた取り組みという形で、現在の上峰町財政改革大綱、これは平成18年の3月から21年度に向けて作成したところでございますけれども、これの確実な遂行並びにまた新たな行革大綱等を作成して、しっかりした上峰町の将来像を今後作成していく必要があるということで、今年度からそのほうに遂行していきたいというふうに思っております。

今議会を踏まえて、今年度いっぱいにおいてそれぞれの方向性という形を今後示していければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに答弁はないですか。中山議員に対しての答弁はまだ終わっていないでしょう。

町長（武廣勇平君）

中山議員の質問にお答えいたします。

先ほど担当の課長から申しましたように、本町では社会情勢の変化と多種多様なニーズに対応するために、行革大綱に基づいて平成18年から行財政事務事業の改善に努めてまいりました。しかし、財政状況は依然として相当厳しいものがありまして、また、三位一体の改革、

御案内のように補助金が削減されて交付税が縮減される、そして税源移譲は進まないという状況の中、財政安定化に十分配慮されていない現行の地方財政制度も、この悪化に拍車をかけていると私は理解しております。

このような出口の見えない社会情勢の中で、小規模自治体の上峰として、その本質を認識して、全庁挙げてみずから積極的に改革に乗り出す気構えと責任感を持つことが必要であるというふうに思っております。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

今、課長、町長からの答弁がありましたけれども、具体的なここをこうやるというような説明がなかったかと思えます。まず、私は課を減らす、基山町あたりがかなり課を減らしております。今、上峰町は逆にふえてきているんじゃないかなと、だから、北部保育所の民営化、給食センターの民営化で、8名から10名ほどの職員さんが戻られたと思えますけれども、行政内の改革をするべきじゃないかと、そういうふうな、ここをこうやりますというような具体的な説明があっていないものですから、ここで再度質問をいたします。

それと、川原課長のほうから19年度の決算で経常収支比率が99.1%、実質公債費比率が23.3%と、償還金が毎年8億円以上と、債務負担行為まで入れた起債、借金が約116億円、町民1人当たり約1,240千円、借金があります。平成20年度は決算に基づく実質公債費比率が24.68%と予測をされておるといことでございますけれども、本当にもうここまで来て、本気で行財政改革をやらないと破綻状態になるんじゃないかなと、ここまでなったのは武蔵町長がしたわけじゃありません。武蔵町長は最近なられたばかりで、今後の町長の配慮に我々も期待をしておりますけれども、我々も協力しなくちゃいけないところは一生懸命やっいていこうと思っております。でも間違っているところはきちっと意見を言っていきたいということで、そういうふうに考えております。

25%以上になると、要するに早期健全化団体ということになります。35%になると、北海道の夕張市みたいに破綻状態、財政再建団体ということになりますけれども、早期に財政の健全化をしていかないと上峰町も破綻状態になるんじゃないかなと、だから企画課、町長も答弁されるならば、その辺も具体的に、ここを今後何年ごろまでにこうやりますということ、ある程度の線を、はっきりとした線は言えないでしょうけれども、その辺を答弁お願いします。

総務課長（江頭典雄君）

おはようございます。先ほど5番議員さんの御質問の中に、いろんな行政改革の中の一つとして、課の統廃合、編成を変えるべきじゃないかというような御意見でございました。これについては、実際現状を申し上げますと、議員さんも御承知かと思えますが、現在、住民の皆さん方の行政に対する要求というのは非常に複雑化してきておりますし、また多岐にわ

たっておりような状況でございます。そのことは念頭に置いてやっているわけですが、これからまた、職員も日々研さんを重ねておるわけですが、若干そういう面を反省して、また再編に取り組む必要があるんじゃないかというふうに感じております。

いろいろ昨今の国の政策等においても非常に複雑になってきていますし、細分化した形での取り組みも必要じゃないかというふうに考えています。議員さんおっしゃる再編に向けての検討はこれから当然私たちもしていかなければいけないというふうに思いますが、そういった国の政策等もありますので、その辺は十分取り入れて検討しながら、そういう対処をしていかなければいけないというふうに考えています。時期的にははっきりわかりませんが、これからそういういろいろ状況を分析しながら検討して、できるだけ早くそういうふうな形に取り組まなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

今、総務課長のほうからできるだけ早くということで答弁がありました。今、どういう状態かな、大変な時期じゃないかなと、早急に改革をやらないと、本当に、これは我々の問題じゃなくて、我々の子供とか孫とか、そういう人たちに負担が物すごくかかってくるんじゃないかなと。上峰は今、人口がふえていると言っていますけれども、これはそういうふうになってきたらもう一気に減るんじゃないですか。

だからその辺を、もう何か答弁聞いていたら、本当に遠回し、前向きに考えますみたいな感じで言われておりますけれども、要するにもう極端なことを私言いますと、北部保育所の民営化、給食センターの民営化、それで職員さんたちが10名ほど戻ってこられたわけでしょう。よその出先機関でそれをやっていて役場に戻ってこられたら、そんなら、これは失礼ですけれども、一生懸命している人もいらっしゃいます。臨時嘱託をまずその辺を考えないと、改革をしていかないと、何が変わりますか。何年ごろにどれをどういうふうにやりますという答弁があっていないんですよ。だから、そこまできちとやらないと、私はもうやっていけないんじゃないかなと。

要するに、財政の改革大綱ということで立ち上げるということですが、それももちろん今後はしていかななくちゃいけないと思いますけれども、やっぱり本当に住民の目線に立って本気でやっていかないと、そこに何人か、何十人かの人たちのためにみんなを犠牲にするわけにはいかないと思うんです。一生懸命、私は、我々議会もその辺に、だから一番最初は、我々議会の中でも議会主導型で行こうじゃないかと、まず我々が議員の報酬を下げようじゃないかということで20%下げました。でも、何らそれから先のことは余り変わっていないみたいに私は感じます。だから、その辺を具体的に説明をしていただきたい。

それと、財政面の改革についてもそうですけれども、ホリカワ金属の跡地の、要するに平成23年3月末までに元金が270,000千円、金利まで入れたところで恐らく2億八千数百万円、

返済をしなくちゃなりません。これ、書きかえはもうできないと思うんですよね。だから、これはもう大変な、あと2年足らずで、じきに来るんじゃないですか。だから、悠長なことを言っている場合じゃないと思うんです。きれいごとを並べている場合じゃないと思うんです。

だから、それはもう先ほども言いましたとおり、武廣町長がこうしたわけじゃありません。でも、町長になられたからには、それをやっぱりみんなで行っていかなくちゃいけないものですから、その辺をもう少し具体的に、今後はこの辺をこうやりますということを答弁してもらえばいいかなと思っておりますけれども、していただきたいと思います。

町長（武廣勇平君）

中山議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

具体的にというお話でございました。私は行政改革という中で、住民と行政の役割の分担の見直しから始めて、各種の行事や、その他イベント等について見直しを行うということからまず始めたり、積極的な財源の確保、税収体制の強化及び使用料、手数料などについて見直しを行っていききたいと、そう思っています。

また、補助金、交付金、それから負担金もあります。この辺についても今現在、一律で削減している状況でございますが、今後とも引き続き削減させていただきたい、お願いを続けていくわけでございます。

また、審議会とか各種委員会で業務が重なっているようなところで、重複の業務が出てくるようなこともあると伺っているところでございます。これについては、ちょっといろんな方々に御意見を賜りながら、今後大きな形で検討していきたいということも考えております。

また、今課長のほうからも説明がありましたけど、機構改革というものを来年度に向けて実行していきたいと、そのためにことしそういった機構改革に向けての意見を広く庁内でとっていきたいというふうに考えております。率直に申しまして、本町は行政の形が、私は肥大化しているんじゃないかというような印象を持っております。来年度からの実施を目指して業務内容を検討しながら進めてまいりたいと思っております。

また、行政改革という中で、事務事業の見直し、これも引き続き皆様の御協力を得ながら続けていきたいというところで、具体的にはこういった改革のメニューを今考えているところでございます。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

ある程度町長のほうから答弁がありましたけれども、私は細かに、もう少し具体的に、これはもう早急にと、あした、あさってせろということじゃないんですけれども、年内にはそれをしてもらいたいという希望があります。それは何かというと、副課長の廃止、副課長を廃止すれば、年間1人頭、約1,000千円ばかりの削減ができます。そいぎ副課長が十何名い

るでしょう。約10,000千円近くの給料の削減ができるんじゃないですか。だから、そういう細かなことからやっていかないと、実際言うて、今、上峰の行政の中に、今、課長さんたちが全員おられますけれども、課長、副課長、係長で仕事する人が何人ですか。3分の2は役付でしょう。よその一般企業でそういうあれはないですよ。ただ、要するに教育委員のほうでもそうです。課長にしなくても兼務でされるわけでしょう。課が多過ぎるんですよ。だから、そういうことから思い切った改革をやっていかないと、これはもう本当にもうどうしようもありませんでしたじゃ通りませんよ、住民に対して。だから、その辺を本当に、大体何年ごろまでどういうふうにやりますということを書いてもらいたい。

それと、財政改革は、行政改革をやらないと財政改革にもつながらないと思うんです。住民の目線に立って思い切った行財政改革をやっていかないと上峰町は破綻状態になるんじゃないかなと、そう長くなってそうなるんじゃないかなと、恐らく21年度は25%超えるんじゃないかなと、実質公債費比率が。だから、そうやってきたら本当に大変だと思いますから、もう破綻してしまっただけじゃどうしようもないもんですから、その前に、どうしても言いにくいことはたくさんあるかと思えます。でも、言わないとやっていけないと思えますから、その辺の答弁をしてもらって、この質問は終わりたいと思えます。

町長（武廣勇平君）

5番議員さんの御質問に答えさせていただきます。

大変同じく、私と思う方向と似ている御意見だったとは思いますが、副課長をなくせと、廃止せろというような御提案だったかと思えます。私も行政のスリム化というものには今後真剣に取り組んでいきたいと、そして、その必要性も十分認識しておりますが、まずは広く庁内で意見を、庁内だけに限らず意見をとりながら、その進捗状況を踏まえつつ、財政、行政の形のスリム化に向けて検討していきたいということで御了解いただきたいと思えます。

また、財政の健全化という視点でございますが、未償還額が一般会計で50億円ちょっと、特別会計で51億円、債務負担行為で8億円ございますが、償還自体は、課長からも後で話されるかもしれませんが、悲観するような数字ではございません。償還計画も毎年8億円ずつでしたでしょうか、返しているという現状でございます。

その中で、一番議員御指摘のとおり、実質公債費比率の25%にかかり、早期健全化団体に指定されるということが一番今、上峰の課題の一つでございますが、今後とも起債の借りがえ、平準化、そういったことを続けながら、また歳出の抑制を図りながら、また実質公債費比率の分母に相当する標準財政規模の拡大、これに努めていくことが大切であるということございまして、この辺も議員の皆様とともに御了解いただきながら進めていかせていただければと思っております。大変鋭い御指摘ありがとうございます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

先に進ませていただきます。

市町村合併について、執行部の御答弁をお願いいたします。

企画課長（川原源弘君）

それでは、合併につきましての具体的な方向性、考え方という形での御答弁をさせていただきます。

合併問題につきましては、かねてよりの懸案事項という形で、幾つかの方向性を模索され、現在に至っておるわけなんですけれども、直近としての議会報告につきましては、昨年12月の首長答弁という形になりましたんですけれども、昨年の7月に担当者研究会という形でみやき町と立ち上げ、9月上旬までの間、6回にわたって財務内容、要するに法定協議会に行く前の段階という形で、財務内容の調整ということで、今後の合併協議につながるべくという形で、努力していったわけですが、次へのステップとしては高度なレベルでの調整、いわゆる首長、議会という形での調整にゆだねられたところなんですけれども、あいにく双方の首長選挙等々がございまして、時期尚早ということで、みやき町とその目的については進展しているところではございません。

御質問の、そのアンケートの時期というのがございまして、前町長時代にもそのアンケートの内容については種々検討の段階までは入ったんですが、いつ実施するかということまでは至っておりませんでした。今回、新たな武蔵町長を迎えて、そのアンケートの方向性についても、今後事務レベル等を町長、課内、住民各位の意見を踏まえて、そのアンケートの時期、内容につきまして検討していきたいというふうに思っております。

あと、財政の健全化同様、一定の方向づけを見出すべく、手法を含んだところで検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

今、川原企画課長から答弁がありましたけれども、要するに法定に行く前の話は、協議を済ませたということ、法定じゃなくて任意協議会に入る前の話でしょう。法定前に任意協議会をするわけでしょう。それ、順序が違うんじゃないですか。

だから、その話し合いが、私もみやき町の議員さんあたりも、吉野ケ里の議員さんあたりも何名かの人たちに聞いたんですけれども、当初はそういう話がちょっとあったときに聞いたんですけれども、我々は何も議会に諮っていないと、うわさは聞いているというような話だったんです。だから、それから進んだものかなんか、それとアンケートをとるということで町長は言われておりますけれども、その辺、企画課としてあなたたちが、それなら何月ごろ町長どうしましょうか、何月ごろアンケートをとりましょうかという話し合いはありますか。前に進んでいますか。その辺の答弁をお願いします。

町長（武蔵勇平君）

合併について、5番議員の中山議員さんの御質問にお答えします。

アンケートということでございます。私、まず合併については前向きということですが、具体的に申しますと、合併の必要性というものを、まず考えなければいけないと思っているところでございます。この人口減少と少子・高齢化という社会の状況が大きく変わっている中で、地方分権というのをおわせて、こういう大きな流れの中で、自治体の行財政基盤を確立するというのが、大変今後必要になってくるという認識であります。

といいますのも、具体的に合併した市町村を見ますと、経営の中核という部分が強く定められて、行政評価などされている自治体も出てきておりますし、保健福祉、産業振興の分野で組織の専門化と、そして専門職員らの配置を通じて体制の強化がされていると聞き及んでおります。その意味で、合併、今後行政が大きく多様化、複雑化していくわけですから、合併をしなければなかなか小規模自治体で、この業務をこなしていくということは難しいだろうという予測のもとに、私は合併を強力に推進していく必要があると考えております。

今、5番議員さんの御質問でございましたが、アンケートでございますが、これはしかるべきときに財政の健全化と両輪で進めていかなければいけない話だと思いますので、しかるべき時期にしっかりと対応していきたいと、申しわけございません、そういうことで御了解いただければと思います。早急を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

今、町長の答弁がありまして、なかなか前に進んでいないみたいで、しかるべきときということで答弁がありましたけれども、それ以上は詰めませんが、住民アンケートは全世帯とるつもりなのか、例えば、1,000なら1,000、500なら500とるものか、その辺をお尋ねしたいと思っております。

町長（武廣勇平君）

アンケートのとり方でございますが、全世帯ということ、全世帯の意見が反映される形でアンケートをとらせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

今、武廣町長のほうから答弁がありまして、本当にこれ合併問題については前に進んだかと、今まではアンケートもとらないというような意見だったんですけども、全世帯からアンケートをとるということで、これこそ平等に差別なくしていることだと、そう思います。ただ、合併をするからには、私もすべて聞いたわけじゃありません、一部分の人からですけども、上峰町がもう少し財政面でよくなると、合併は我々今でも苦しいから、なかなかうんとは言えないよというような話も聞きました。

ただ、町であるならばなかなかよその隣接の町も大変だと、これ以上借金抱えた上峰町を抱え込んだら、ますます大変だという意見もあります。だから上峰町は、税収はこの辺では一番いいんですよと、何年かすればよくなるんじゃないですかということまで話をしたんですけども、だから、やっぱり人間というのは目の前の借金があれば、なかなか嫌がるというのが現実じゃないかなと。だから、その辺を町長、若いから、少し鬼になってでも行財政改革、これも合併問題ですけども、つながるものですから、それをやらないと合併もなかなか難しいんじゃないかなと、その辺の意気込みを町長の答弁を聞いて、この質問を終わりたいと思います。

町長（武廣勇平君）

意気込みということでございます。この合併についても、行財政改革につきましても、私の仕事はこれだけだというふうなつもりで、一生懸命この課題に向けて取り組んでいきたいと思っております。5番議員さんの御協力も得ながら、議会の皆様の御協力を得ながら進めていかせていただければと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

西峰2号線避難道路について、執行部の答弁を求めます。

建設課長（江崎文男君）

皆さんおはようございます。西峰東西2号線の安全面ということで御質問についてお答えいたします。

以前この道路につきましては、4メートル以下の道路で、大型車両の離合もできないという状況の中で、子供の通学路となっております。このような状況の中で、事故発生時には救急車、消防車両の通行もままならず、事故、火災現場到着及び消火活動の遅延及び負傷者の医療機関への輸送遅延等が懸念され、地域住民の抱える不安は大なるものでありました。

本路線につきましては、防衛省の補助により県道坊所城島線より榎寺線、ドリームタウンの現況道路を經由いたしまして、三上開拓線に接続するものであります。この路線を整備したことにより、地域住民の通行及び緊急時に消防、救急活動が円滑となり、地域住民の民生安定を図るものだと確信しております。

先ほどより5番議員御指摘ありました、この道路開通後の事故等につきましての質問でございますけれども、この道路につきましては、道路構造令を厳守いたしまして、西峰外周道路との交差点及び小学校正門前からの町道坊所南北線との交差点、この2カ所につきまして、今御指摘がありましたようなことで事故等が発生しているところでございます。

これにつきましては、交通安全上として、鳥栖警察署との協議を行い、とまれの交通規制の看板及び表示、カーブミラー等の設置を指示どおり行っているところでございます。しかしながら、現状を見ますと、先ほど指摘がございましたとおり、事故の発生ということでは

まだ現状としてはあっているようでございます。

これにつきましては、とまらない運転手の責任、モラル等の問題でもございますけれども、今後は必要に応じては確実にそのようなとまれの指示に従うようなことでの交差点に減速帯等の設置を考え、とまれの方向から来る車両につきましては減速させ、とまれを確実にするような処置を今後協議する必要があるかと思えます。

以上でございます。

町長（武廣勇平君）

西峰2号線の御質問にお答えさせていただきます。

今、担当の課長からも御説明ありましたように、ここ4メートル以下の道路で以前あって、消防車両も通行できなかったという経緯があったということでございまして、この路線の整備のために地域住民の通行及び緊急時に消防、救急活動が円滑となって、地域の民生安定が図られたというふうに理解しておるところでございますが、実際、事故もかなり起きていると、少なくとも5件以上起きているということで聞いております。私もこの2号線の安全対策には努めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

確かにこれは西峰2号線避難道路について、道路が広くなった分については確かにいいんですけども、この道路自体が広くなし方がちょっとおかしいんじゃないかなど。要するに、本当に避難道路かと、中には住民の方たちが避難道路じゃない、事故道路じゃないかというような話もあっております。それは何でかということ、平井内科病院のほうから下ってきた外周道路、あそこに固有名詞は出していいと思いますけれども、西原さんのところの、あの十字路ですね、あそこが南から来たら鋭角になっているし、とにかくそれは事故を起こしたのが一番悪いですけども、注意不足ということで悪いですけども、夕方あたり、電気つけようか、つけまいかという時期というのは、本当にわかりにくいんです。

だから、今のところ死亡事故はあっていませんけれども、私が先月の14日の日ですか、家内と一緒に食事して下ってきていたら、ちょうど重松鉄工さんのほうあたり来ているときに、火柱が飛んだような、ドーンというような、ちょっと幾らかあれが出たもんですから、あっ、事故が起きたばいといってすぐ行ったら、加害者も被害者も知った人やったんです。やっぱり注意をしていたけどと、見えにくいということで、その人たちもここを何とか改良してもらえんやろうかと、金がない、金がないということで行政は言んさばってんと、そんなら何で最初からこういうふうな道路を、変な道路のつくり方をしたねという人もおりました。

だから、あそこをもう少し改良するべきだと。金がないと、要するに人の命とどっちが大事かかと、今のところ死亡事故はあっていませんけれども、あそこ西原さんのところだけで8回ぐらい事故がっております。それと、吉田さんのところ、これは左右見通しがきき

ません。だから、一番当初の計画では、私もちょっと異議を言ったことがあるんですけども、あれ深堀さんとか吉田さんのところも、道路をかけて拡張するということで、そしたらあんなにカーブがなかったと思います。

だから、その辺もあるもんですから、要するにその辺はやっぱり今度改革をしないと、今度死亡事故とかがあった場合に、その辺も出てくるんじゃないかなと、何でこういう、やっぱり加害者、被害者どっちになっても、こういう道路をつくったからと恨みたくなるのは人間じゃないですかね。だから、その辺の改革を早期にどのようにやるのか、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

建設課長（江崎文男君）

先ほどの5番議員の質疑なんですけれども、まず外周道路につきましての法線の切り方なんですけれども、これにつきましては、もともと西峰畑地帯にありますもとの道路ですね、2メートルの道路から、下坊所の現在、分譲地がありますドリームタウンへの接続ということでの計画でございまして、先ほども述べましたように、これにつきましては、あくまでも道路構造令にのった道路の線型をしなくてはならない関係上、どうしてもあのような形での線型になったわけでございます。

また、先ほどから言われた、その部分の交差点等の事故防止につきましては、まずはとまれの位置に確実に車がとまるような、まず今の法線等を現状の形のままでのとまれのところの、確実にとまれをさせるような手だて、先ほど言いました減速帯を設けたところでの、まず改良を今後ちょっと検討していきたいと思っております。

以上です。

町長（武廣勇平君）

5番議員の御質問の西峰2号線について、引き続き答弁させていただきます。

今、課長のほうからもございましたように、ちょっと初めて聞きましたが、法線は道路構造令というものに従って、あのような形状になっているということでございます。議員おっしゃるように、命と暮らしをしっかりと守っていくということが政治の役割でございますので、その辺を最大限に考慮しながら、この道路構造令ですか、これの範囲内で今後検討をさせていただきたいと思います。

また、減速帯の設置というものもあわせて、担当課長とともに考えてまいりたいというところで考えております。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

何回も聞くようなんですけれども、これも武廣町長がつくった道路ではないんですけれども、これ、吉田さんのところあたりも、今、江崎課長の話では、やっぱりとまらないのが悪いんだと、それ当然とまらないのが一番悪いんですけれども、要するに事故が起きても当然だな

というような道路のつくり方じゃないかなと。この吉田さんのところも排水もこのごろまで、ずっと上のほうからいけてきて、ためますつくって、その行き先がない、道路に全部あふれていた。先週、それをほがして、排水をされた。雨があがっても、それから1時間、1時間半で、そこ水浸しなんです。そこで急ブレーキなんか踏んだら、事故が起きますよ。

だから、そういう避難道路でつくっている道が、そういうことが多過ぎるんですよ。要するに、あそこを広くしてというあれがありました。中山運輸の自宅のところを広くしてと、あそこを広くしたら、吉田さんのところに真っすぐまともにかぎになるもんですから、まとも吉田さんのところが広くなしていない、要するに極端にこうなっているから、夜なんか安心して眠られないと、だからね、金があるの、ないので、人の命とどっちが大事かかと私は言いたいです。これは何回も質問してきております。だから、その辺も今度武蔵町長にかわられたから、早急にその辺を考えて計画をしていただいて、安全面に対してのあれをやってもらいたい。

それと、西原さんのところに対しても、あそこは、何であそこをこうして曲げたかと、要するに西原さん、この前事故のときにあの人も出てこられたから、私、聞いたら、あなた、ここ何で譲ってくれんやっただて言うたが、うちには行政からの相談はありませんでしたと、だからあそこ相談があつておれば、真っすぐ行っているんじゃないですか。だから、その辺も、町長、建設課長でもいいんですけれども、最終的な判断は町長ですから、建設課長と町長が話をしてもらって、いつごろまでにこうやりますということで、大体の線を極端なことをこうしますということではできないやろうし、今年度はやりますよとか、来年の半ばまでにはやりますよという答弁ができればいいかなと思っております。その辺の答弁をお願いします。

建設課長（江崎文男君）

先ほどの5番議員の質疑のことなんですけれども、まず、道路の法線につきましては、先ほども言っておりますとおり、道路構造令に基づいた道路ということで、西峰外周道路等については、ドリームタウンのものと既設の道路への接続という点がございまして、この法線については非常に今から変えるのは、構造令からいっても難しいかと思っております。

その質問の中に、吉田さんのところの交差点の排水関係なんですけれども、これにつきましては、吉田さんとの道路のこの用地交渉の中でも、本人さんからそのことについては伺っております。今回、2号線を拡幅したことによっての水のはらんじゃなくて、昔からののはらんがございましたようでございます。

そのはらん防止につきましては、今度の2号線の工事の中だけでは非常に難しいという中で、現在、2号線の道路ができました中で、今後様子を見ながら、今考えているのは、学校前の道路の西側に水路がございまして、その水路につきましては、上流の小学校からの水がすべてその水路に入ってきているような状態でございます。それにつきましては、吉田さん

のところに来るまでには、その水路の排水が満杯状態になっているような状況でございます、その満杯状態になっているところに、2号線からの道路排水が合わさって、あそこではらんしているような状態でございます。

よって、道路排水云々じゃなくて、その上流からの排水の、まず分散というようなことを一応考えていきたいと思っておりますので、反対側のほうに学校周辺からの水を分散するような側溝を設置いたしまして、下流への水路に持っていくような方法で、今のところちょっと現場的には考えていこうかなということで考えております。吉田さん等の排水関係については、以上のことでの現場を確認いたしまして、踏査いたしまして、再度そのようなことで前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

町長（武廣勇平君）

5番議員さんの御質問に引き続きお答えさせていただきます。

今、担当の課長からもありましたように、道路自体は既にできてしまっているということでございます、命と暮らしを守るという点で、道路構造令の枠内でこういったことができるか検討しながら進めていきたいと思えます。

また、排水に関しましては、今、課長のほうから申されましたように、第一義的には上流の排水の分散というところに努めてまいりたいと思えます。それでもこの排水ができず水がたまるような状況でありましたら、町としては財政的には大変厳しいわけでございますし、単費での歳出というのはなかなか難しい現状がございますが、その中でも最大限の努力をしていくという意味で、単費でない補助金や交付金等を活用することも第二義的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

5番（中山五雄君）

今、排水の件で答弁をしてもらいましたが、これは道路の西側だけに側溝がなかったり、排水がされておりますけれども、これを東のほうにも排水をいければ、よくはくんじゃないかなと、要するに中山家の自宅の横に落とされるようになっているはずなんです。だから、そこをすくぐらいだったら、そんな金かからないと、どしゃ降りときは吉田さんのところの前の道路は水浸しなんです。だから、その辺は、道路は新しくつくって、水が余計たまるような工事はしちゃいけないと思うんです。だから、危ない道路をつくっているんじゃないかと。避難道路じゃなくて、避難する前に事故が起きるんじゃないかな。

だから、その辺を本当にやってもらわないと、実際言うて、その西のほうから八谷さんのほうから来た場合に、中山家の自宅のところに行きどまって先へ行けない。今度、東から来た分については吉田さんのところで行き当たる。それをすくってできないものかと。だから、それを譲るということで、外壁もそれもしないはずなんです。それがいるんなうわさが出

て、譲らないとかいろんなことがあっておりますけれども、その辺も早急に、建設課と一緒に
行って、やっぱり住民の本当の意見を聞いて、吉田さんなり、西原さんなり、そういう人
たちの意見を聞いて、その隣接の住民の人たちの話も聞いて取り組んでいくべきじゃないか
など。それを、もし家の中に飛び込んできたら、本当に命にかかわることですから、前も吉
田さんのところの前も車が横転して、それはもう大きな事故もあっております。ただ死亡事
故はあっておりません。だから、その辺をどのようにされるか、まず地権者の人たちをその
場所場所で何人か、隣接の人を集めて話をしてもらいたいと、まず一歩進んでもらいたいと、
その辺の答弁をしてもらって、私の質問はすべて終わります。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、先ほど吉田さんのところの前の排水問題の件なんですけれども、5番議
員が今申されましたとおり、今、うちの課で考えているところにつきましては、東のほうに、
今の西のほうの水路についての拡幅はもう非常に難しいもので、一応反対側の東のほうに、
学校側あたりから分散するような排水側溝ということで、一応考えております。

以上です。

町長（武廣勇平君）

5番議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

東のほうにも排水すれば、お金はかからないということで、建設課長もそのように考えて
いると申されたところでございます。私も6月9日に一度西峰2号線を通ってみました。確
かにくりくりとしたような印象を持ちましたけれども、この間の経緯はよく存じませんが、
命と暮らしを守っていくという意味で、必要なことは行っていくべきであります。単費で
の歳出が大変厳しい状況でございます。補助金や交付金等を活用しながら、できるものがあ
れば検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩をいたします。休憩。

午前10時35分 休憩

午前10時57分 再開

議長（吉富 隆君）

引き続きまして、一般質問を再開いたします。

8番伊東盛雄君お願いいたします。

8番（伊東盛雄君）

おはようございます。8番伊東盛雄です。4問、質問します。

武蔵町長が就任されて約2カ月半になりますけれども、現在の財政状況、これを当然本人は把握されておるとは思いますけど、再度確認の意味で質問をしたいと思います。

平成20年度末の財政状況について、一般会計、特別会計、債務負担行為等の起債の残高、いわゆる借金の残高は幾らあるか。2項目、年度ごとの償還金額はどのようになっているか。3つ目、平成20年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率はどのようになっているか。これが財政状況についてであります。

我が町は早期健全化団体になろうかとする寸前の状況です。今までは土地を売って、何とか切り抜けてきているんですけども、もう我が町には売る土地はないと思います。だから、こういう実態を把握した上で行政を進めていただきたいと思って質問をしております。

次に、町税及び手数料等の滞納はないか。これは平成20年度末における滞納額の総額はどのようになっているか。それから、滞納処理はどのようにしておられるか。

3番目が情報公開について。上峰町のホームページの充実について。財政状況の開示。議会で質問しないと、そういう状態では、住民の方は全然わからないと。突如として早期健全化団体になるといったときにはもう遅いわけです。だから、情報開示をどんどんしていただきたい。財政状況の開示、例規集の掲載、それから議会の議事録の掲載等について情報開示をしてもらいたいと。

それから、4つ目。小学校の学校パトロールについて。これは現状と問題点について、あと課のほうにお願いしたいと思います。

以上4点、質問しますので、よろしくをお願いします。

議長（吉富 隆君）

平成20年度末の財政状況について執行部の答弁を求めます。

企画課長（川原源弘君）

それでは、私のほうから、平成20年度末の財政状況、伊東議員の御質問に対して回答したいというふうに思います。

1番、一般会計、特別会計、債務負担行為の起債残高、2番、年度ごとの償還金額、3番目に平成20年の実質赤字比率とか、連結比率、実質公債費比率、将来負担比率はという形の4項目についてですね。資料を求むということで、お示し願っておりましたので、既にお手元に配付しております。

まず、1枚目のほうが平成20年度以降計画の議会資料という形で、一般会計の償還元金、償還利子、合計、それとあと未償還額、これがいわゆる残高でございます。農業集落排水、これにつきましても、償還元金、償還利子、合計支払額、それとあと未償還額という形で、それぞれお示ししております。それとあと、2枚目のほう、裏側になっておりますけれども、

これは債務負担行為という形で資料があります。それとあと、3枚目が総括表と健全化判断比率の状況という資料を配付しております。

まず、第1表 一般会計、特会、それぞれの起債残高並びに質問事項の第2問の償還金の一覧という形で、これの1枚でお示しております。平成27年までの償還計画という形でしております。

一般会計におきましては、平成20年度末では約50億円の未償還額がございます。毎年5億円弱ぐらいの元利返済という形で計画しております、平成27年度にはおおむね半分以下の22億円ぐらいに低減する予定でございます。

次いで、農集排につきましても、下段のほうで示しておりますけれども、これも同様におおむね半分ほど、21年度で49億円ほどあったのが、平成27年度には33億円ほどの減るという形で計画されております。

債務負担行為につきましては、当初予算添付に係る資料と連動しておりますけれども、右端のほうで平成20年度以降の支払い残でありまして、860,000千円ほどを予定しておるところでございます。

質問事項の3項目、平成20年度の決算統計に係るところの早期健全化判断比率の表といたしましては、平成20年度のほうは決算書がまだ作業中でございますので、それに関する数値が出ておらない状況ですので、あえて平成19年度の資料という形でお手元に配付しております。実質赤字比率と、あと連結比率は、上峰町は赤字ではございませんので、この数字はございません。実質公債費比率は23.3、将来負担比率が216.5という数値で、20年度の決算資料を今現在作成中でございますので、19年度では実質公債費比率は早期健全化基準比率の25%に極めて接近した23.3ということになって、厳しさを増しているという状況の指標でございます。

以上でお手元の資料という形での説明にかえさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

そしたら、起債残高、一般会計と農業集落排水で10,140,000千円、それから債務負担行為が850,000千円、合計で約110億円、これでよろしいですか。

それから、実質公債費比率、これは19年度が23.3となっておりますけれども、町長の施政方針では19年、24.35%と言われておるけど、どちらが正しいですか。これはいずれも企画課から出た数字だと思うんですけど。

企画課長（川原源弘君）

その数値の違いという形で先ほど御指摘ございましたんですけども、私がお手元に配付している資料につきましては、実質公債費比率の3カ年の平均という形での、いわゆる早期健全化法に基づく指標でございます。町長のほうが24.35とかいう施政方針の中で数値が書

かれていたと思いますけれども、これにつきましては決算統計上の単年度の実質公債費比率という形であります。したがって、単年度の実質公債費比率と早期健全化計画で示している3カ年の平均という形では数字が違うということでございますので、今のほうでは単年度のほうを町長のほうが施政方針で示しているという形で御理解方お願いしたいというふうに思います。

8番（伊東盛雄君）

20年度も5月31日で出納閉鎖しているわけですから、私は事前に質問を出しています。それでは20年度の単年度の実質公債費比率、これを示してください。

企画課長（川原源弘君）

実質公債費比率というのの数値が出る時期というのが、つい先週、出納閉鎖という形での数値が会計のほうから出ました。それを踏まえて、現在、決算統計の作業に入っている段階でございます。決算統計が出るのが7月の中旬でございます。そのときに、実質公債費比率という数値まで大まかな数値が出ます。決算統計が出た数値を踏まえて、今度は早期健全化のほうの作業に移りますという計画ですので、その作業に対する時期のずれというのはございます。先ほど20年度の単年度の実質公債費比率の予定という形で申しますと、25.40という数字が今のところ掲げられております。これは、20年度はかなり借りかえ等がございましたので、そこら辺で一時的にちょっと数字的に上がったかなというふうに思っておりますけれども、17年、18年というのが21とか24とか、それで19年度の単年度という形で24というのがございますので、それを連結しての実質公債費比率というのは今のところ定かな数字というのは申し上げられません。

何度も申しますけれども、この20年度の単年度という意味での予定といたしましては25.4という数字が今のところ考えられているところでございます。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

まだ確定じゃないけど、20年度は25.40と。そうしますと、21年度はさらに上がりますね。そのままいくと、遅れる。3年の平均ですから、現在出ているのは、17、18、19とおくれて3年間の平均値をとるわけですね。そしたら、突如として3年目になったときに25%を超すといって、早期健全化団体になるというふうになってくるわけです。そこで初めて住民が知ったんじゃない手遅れだ。だから、もう20年度決算は終わっていますけど、これが25.4と大体概略なりそうだとということであれば、21年度はもう 22年度からは健全化団体になるというのは目の前に見えているわけです。

それから、町長の施政方針の中で、ホリカワの工業用地取得特別会計借金は、実質公債費に反映されていない借金がございまして書いてあるけど、これは実質公債費の中に含むんじゃないありませんか。その辺、企画課長、答弁お願いします。

企画課長（川原源弘君）

まず、実質公債費比率の将来、21、22年度がいかげなものであるけれども、先ほど言いましたように、20年度の決算は終わったんですけれども、決算統計上での数値という作業は今やっている段階ですので、20年度の決算は終わったんですけれども、その出納が終わったというだけでございます。あとの決算統計の作業は先週の木曜日ぐらいから入って、7月14日ほどに決算書の県のヒアリングがございましてという意味合いでございますので、さらに20年度は25%オーバーしているんで、以降についても25%ずっと突破するんじゃないかというお話でございましたんですけれども、一応、お手元に配付している議会資料、平成27年度までについては未償還額がおおむね半分になりますよというお話をしたと思えますけれども、そういう形でだんだんと償還残が減ってまいります。それについて、今度は見込みという形なんですけれども、3カ年の見込み、私どもが推計しているのは平成20年度24.6ぐらいじゃなかろうかと。そして、21年度は24.3、22年度は24.25とか、あとずっと減っていく。前提といたしましては、これ以上の借金をしないという前提でございまして、その間、行政方針が変わるとか、あと税収の伸びが変わるとかという諸条件において、これの実質公債費比率も変動があるということをお承知おき願えれば幸いかなというふうに思います。

あと、ホリカワ産業の償還のほうで町長の施政方針に織り込んでいないというお話だったんですけれども、議員の御指摘は織り込んであるんじゃないかという話ですけれども、金利分は織り込んでおります。町長の施政方針で織り込まれていないというのは、元金の270,000千円が織り込んでいないという表現という形で御理解方願えれば幸いかなというふうに思いますので、よろしく御理解方お願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

1番、早期健全化団体になる基準で一番上峰町に引かかるというのは、実質公債費であります。それで、その実質公債費比率はいわゆる標準財政額を分母として、地方債の元利償還金が分子になるわけですね。そして、分子を減らして分母をふやす。これが25%にならないやり方。だから、分子を減らすというのは当然今までの起債した分を借りかえ債、金利を安くして、借りかえすると5年間猶予がありますので、引き延ばしにはなるんですけど、その手を使うしかないんじゃないか。

それから、もう1つ、分母をふやす方法。これは次の質問でまたお尋ねします。

1問はこれで終わります。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「お願いします。」と呼ぶ者あり）答弁は要るそうです。

町長（武廣勇平君）

8番議員の御質問にお答えします。

先ほど、約110億円で一般会計、特別会計、債務負担行為含めてよろしいかということでございました。平成20年度、担当課長も答えましたが、一般会計が5,009,958,197円、特別会計が5,132,703,684円、債務負担行為が859,197千円ということで、全部含めまして110億円ぐらいの額になると思います。単年度では、繰返しになりますが880,813,500円、特別会計が343,796,764円、債務負担行為が55,512千円でございます。

担当課長も申しましたけれども、一般会計ですが、償還残額は平成27年度までに22億円となるというふうに申しました。決して悲観するような数字じゃないということは私からも繰返し申し述べさせていただきます。ただ、施政方針にうたっておるように、来年の270,000千円、そして実質公債費比率の問題がありまして、今年度は単年度ですが、今決算統計を踏まえた数字じゃない見込みの額ですが、25.4というのを聞いております。というのは、来年、再来年は平均値で24.6以下にしなければ、早期健全化団体指定になるという形になりますので、極力起債を伴う事業を減らし、公債費の平準化等を実施していく必要があるということ、議員が仰せのとおりでございます。

財政の健全化を具体的に進めるためにどういうふうにしていくかということですが、将来的な予測をつけることが一番私は大事だというふうに思っております。この点に関しまして、普通会計ベースで10年分ぐらい人件費とか公債費はある程度予測はつけられるもんだと直感的に思っているんですけども、人件費については退職金等も入れながら、この2つの経費は推計を行いやすいし、経常的な支出になりますので、これを償還計画の中に予測をつけていくということは大切なことだと思っております、その都度、議会のほうにお知らせしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

町税及び手数料等の滞納について、執行部の答弁を求めます。

税務課長（白濱博巳君）

おはようございます。私のほうから8番議員の滞納関係についての御質問でございますが、20年度の滞納額について御説明申し上げます。

お手元に資料を差し上げておるかと思いますが、5月末に20年度の決算となっておりますけれども、この数字は正式なものではなく、決算見込額というふうなことで千円単位で御理解をお願いしたいということで思っております。

お手元の資料に、19年度と20年度の決算見込みと書いてありますが、5列ある中で右側の2番目の収入未済額が未納額の集計でございます。

下段、20年度の中で、まず町民税を見ていただきたいと思います。現年の分で8,299千円でございます。それから、滞納繰越分で19,322千円の合計27,621千円でございます。

続きまして、2つ飛びまして、固定資産税でございますが、現年分で17,205千円、それから滞納繰越分で56,818千円で、計の74,023千円でございます。この数字が結構多うございますが、全体の約71.1%を占めているということで憂慮しているところでございます。

軽自動車税につきましては、現年度分で627千円、滞納繰越分でございますと1,808千円、合計の2,435千円でございます。町税合計で現年の分は、20年でございますが、26,131千円。滞納繰越分、19年度以前の分でございますが、77,948千円の合計で104,079千円でございます。

一番下段の国民健康保険税は、現年度分で11,664千円、滞納繰越分で40,945千円の計52,609千円でございます。前年度と比較いたしまして、町税で12,490千円と伸びております。国民健康保険税ですと8,444千円ということでございます。徴収率では、町の現年分でございますと0.2%減でございますが、ここのところ滞納繰越分に力を若干入れておりまして、前年度比較すると2.8%の増の14.5%、町税合計では92.8%ということで、昨年を0.2%ふえているというふうな実績を見ております。

国民健康保険税につきましては、昨年よりも大幅に減でございますが、全体で81.7%が77.1%ということで、マイナス4.6%でございますが、この件につきましては75歳以上からの後期高齢者以降の分がそっくり減ったのではないかという検討を立てておりますが、今後の徴収につきましては万全を期したいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

済みません。引き続き8番議員の滞納処理はどのようにしているかというふうな御質問でございますが、昨年度に県税事務所に職員を1名、研修として派遣をしております。県と一緒に共同徴収というふうなことで、住民税を中心ではございますが、地方税法の48条によりまして、県が町との協議によりまして直接徴収をするというふうな体制のもとにおきまして、現在、町でもあわせて滞納者への滞納整理対策を強化してまいってきたところでございます。以前は法的な手続ということで、差し押さえ等々はそうでもなかったんですが、一昨年、昨年ということで、こういう滞納がふえている状況の中ではそういうこともちゅうちょをしないでしなければならないという方針のもとに、県と一緒にそういう対策を進めてまいってきておるところでございます。

20年度につきましては、県での徴収ということで県にお願いした分が約100人ございました。その中で約10,000千円ぐらいのお願いの金額でございましたが、実績といたしまして、5,242千円の徴収金額ということで、約51.1%の実績を見たところでございます。その中には、差し押さえ等々による徴収額も含まれておりまして、全体で28件ほどの差し押さえ等々を実施いたしました。その中で約996千円、約1,000千円弱ほどの金額を税金のほうに充当したというふうなことでございます。

町といたしましても、約5件ございまして、預貯金、それから生命保険等々で合わせまし

て117千円を換金、税金のほうに充当したというふうなことでございます。現在までで預金の差し押さえが20件、それから生保の差し押さえが9件、年金が2件、それから不動産が合わせまして4件ということで、35件でございます。平成21年度につきましては、皆様方、新聞等々でも御案内のとおり、佐賀県滞納整理推進機構というのが設置されまして、上峰町でも参加をさせてもらって、職員1名を派遣しておりまして、引き続き現在6月でございますが、滞納者への徴収強化を図っておるといふふうな状況でございます。

昨年は住民税中心ではございましたが、今回はほかの町税、固定資産なり軽自動車税、国保等ともあわせましての徴収となっておりますところでございまして、町挙げまして、県と連携強化をとりながら徴収に今後も万全を期したいというふうなことで考えております。

町におきましても、今現在、なかなか徴収に回らないということで、納税者からの納税相談も随時行ってきておるところでございます。平成19年、20年度と比較しますと、世の中の情勢がちょっと違ってございまして、昨年からの金融危機等々、景気の低迷というふうなことで、なかなか決められた納税がままならないということで、納税の誓約書ということを私どものほうからお願いはしておりますが、向こうのほうからも御相談になってございまして、昨年来から53人ぐらいの方々につきまして、納税相談を行って、分納というふうな形も行ってきておるところでございます。分納が最善の方法ではございませんが、時効の関係とか滞納者への意識の改善、高揚のために、今後も納税相談につきましては、土曜開庁等もございまして、続けていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

まず、町税から行きますと、いわゆる固定資産税が13,515千円、不納欠損していますね。失礼しました。これは19年度、不納欠損。それで、いわゆる不納欠損等がないように、まず固定資産の滞納は比率が非常に高いわけです。104,000千円のうち74,000千円が固定資産の滞納。だから、分納誓約書もいいけど、まず差し押さえして、そして分納誓約をさせて、払わんときは競売にすると。ただし、分納してくれれば競売はちょっと待ちますよというふうな、分納誓約で分納しているからといったら、まず滞納のところの財産調査はしていますか。

具体的にいうとどういうことかという、その物件がその人が滞納しているところは担保が入っている。そして、金融機関に担保が入っている。払い切れんから、裁判所が競売にするのが通常です。しかし、競売しても売れないと。そういう場合には、裁判所が競売をするとな税金は入ってきます。ただし、任意売買に切りかえられた場合、これは税金が入ってきません。だから、町が差し押さえをしとけば、当然税金を払わなきゃ名義変更できませんので、だから、そういうところまで実際されているかどうか伺います。

税務課長（白濱博巳君）

先ほどの差し押さえ等々で財産調査等々をやっているかというふうなことでございますが、

裁判所からの競売関係につきましては、その都度、交付要求というふうなことで要求をしております。競売があったときには、わかりやすく言いますと、町での税金の分け前と申しますか、そういう形であればいただいておりますし、ただ、そういう順序がございまして、税金までは至らないというふうなことで通知があるときもございませぬ。

今現在、不動産につきましては、4件ほどでございますが、差し押さえを実施しております。その中で競売というところまでは至っておりませぬ。昨年、実は県のほうに上げた中で差し押さえを1件しております。競売というところまではいきましたが、納税の方が分納で納めていただいたというふうなことでございませぬので、そこまでは現在至っておりませぬ。

財産調査につきましては、随時滞納者、固定資産税等々も含めて行ってきておるところでございませぬが、今、差し押さえをしたからといって、不動産関係がすぐ取れるというふうな状況ではございませぬ。今、県の指導も含めまして、県は不動産というよりも、給与なり、それから預金なり、生命保険とか、先ほど言いました年金とか、そういった形ですと、手続がちょっと簡単と申しますか、短期間にできますので、そういったことで県もやっておりますし、私どものほうの指導もいただいておりますので、今後は不動産の差し押さえというふうなことも念頭には置きながら、そういったスムーズにできるような形での財産調査を行って、預金があって、それから年金とか、そういったことであるならば、すぐに税金のほうに徴収をしたいというふうなことで考えております。ただ、そういうこともない場合につきましては、そういうふうな誓約書なり取って、徴収をというふうなことで思っておるところでございませぬ。今後につきましても、不動産につきましては本当に70,000千円ということで、大変申しわけなく思っております。5月末に町内の企業の倒産と申しますか、会社更生法の申請があられたというふうなことでニュースを聞き及びました。

それから、優良企業なんですけれども、約8,000千円の固定資産がある企業がございませぬが、ちょっと営業不振で1期、2期、約4,000千円は納めていただきましたが、3期、4期がままならないということで、5月末に出向いて行って約300千円をお願いしましたが、あと3,600千円が不足というふうなことで、今後、差し押さえ等もしなければならぬというふうな状況もございませぬが、法人、会社と鋭意協議しながら、分納というふうなことも言っておられますが、そういったことで粘り強く徴収に向けては努力したいということで考えておるところでございませぬ。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

今まさに、法人関係を言われましたけど、法人の固定資産は、当然金融機関の担保が入っている。そういう倒産するようなところは、そしたら、差し押さえしていない場合に、裁判所が競売をやればいいんですよ。競売をやると、税金分入ってくるか入ってこないかも……。

そして、裁判所の判定によって税金の配当分ありませんと言われたら、不納欠損はやむを得ないわけです。しかし、任意売買という方法があるんです。競売に応募者がいない場合、値段を下げてでも応募者がいない。そしたら、親類の人か何か任意で売買すると。上峰町じゃないですけど、私は2億円の負債で倒産して、20,000千円で任意売買でその物件を取った人を知っています。そういう事例。そしたら、第三者になりますから、税金は納めないわけです。だから、どうしたって、役場が差し押さえしとけば、税金を払わないと名義変更できないです。だから、まずそういう状況にある法人等は特に、法人はもう倒産してしまえば、社長はおっても社長には払う義務はありませんから。だから、物件はあるはずですから、当然そういう対応をすべきだと。そして、150,000千円、今は大分10,000千円、県に出して5,000千円取ったと。国保税まで言わせると、150,000千円の滞納があるわけです。これを半分、70,000千円でも取れば、実質公債費比率も下がってくるはず。分母をふやす方法。増税はできないけど、公平に滞納処理をしていくということが、この健全化にもつながってくるんじゃないかと私は考えます。

税についてはこれで終わりますけど、その考え、答弁をお願いします。

市長（武廣勇平君）

8番議員の御質問にお答えします。

町税、国民健康保険料の滞納対策の強化についての御質問でございました。不納欠損はやらないという方向で20年度以降進んでおりますが、今御指摘のことにつきましても、しっかりと滞納強化をしていくという方向性で私も進めていきたいと思っております。

今、地方税である町民税やら固定資産税、軽自動車税やらいろんな税金がございますが、担当課長のほうから答弁申し上げました。県との連携の中で、先ほど申しましたように、今年度から佐賀県滞納対策整理推進機構ですか、そういったところに職員を1名派遣しておるところでございますし、いろんな滞納強化についてノウハウ等を学びながら滞納対策に力を入れていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

答弁要りませんか。よろしいですか。（「あと、手数料の説明があっておりません」と呼ぶ者あり）

住民課長（鶴田直輝君）

こんにちは。私のほうから保育料の決算状況につきまして、お手元のほうに資料を提出いたしておりますけれども、その資料に基づきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

保育料につきましては、20年度末におきまして、収入未済額の現年分が226,700千円、滞納繰越分が634,800円、合計の861,500円という形になっております。

滞納処理についてどのようにしているかということでございますけれども、まず保育料の

未納者の方につきましては、督促状というのを送付いたしますとともに、あわせて同時進行の形で保護者の方に電話にて催促の電話をいたします。口座振替とかしていらっしゃる方につきましては、残高不足とかいう形で個々の滞納の状況を見まして、たまたま落ちていなかったというような方につきましては、連絡をいたしますと、連絡を受けてから二、三日で窓口のほうに来ていただいて納付していただくというような形になっております。

次に、その状況を見ながら、自宅のほうに直接徴収に出向きをいたしまして、直接徴収をお願いするというような形で、早期に納めていただくと。長く滞納額がたまりますと、一遍には無理というような形になりますので、早目の徴収という形で心がけをいたしておるところでございます。

また、しばらく状況を見まして、納付が芳しくない方につきましては、個別に納付方法について協議をいたしまして、それぞれ児童手当、児童扶養手当とか、そういう支給の対象者の方につきましては現金払いというような形にして、一たん手渡しはせんといかんもんですから、手渡しをいたしまして、保育料のことについてお話をさせていただいて、その中から納めていただくという形で、早期の徴収に努めておるところでございます。

現在、収入未済額がただいま現年分につきましては226,700円という形になっておりますけれども、6月10日現在で、現年分につきましては44,800円収入いたしておりますので、この数字が226,700円が181,900円、滞納繰越分がただいま634,800円と申し上げましたけれども、この部分につきましては78,300円徴収いたしておりますので、6月10日現在では634,800円が556,500円という形になっております。

現年分のあと残りの181,900円、金額的に多い方が1人いらっしゃいますけれども、現年分につきましては、6月いっぱい納付のお約束をいただいております方が大多数いらっしゃいますので、また、この数字が下がってくるかという形で考えております。

また、滞納分につきましては、今後とも積極的に徴収に努めてまいりたいということで考えております

以上でございます。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、資料のとおり、平成20年度の住宅使用料と下水道の使用料について御答弁申し上げます。

資料に基づきなんですけれども、平成20年度につきましては、住宅使用料のほうから説明申し上げます。調定済みとして20年度58,402,280円に対しまして、収入済額が48,351,134円でございます。収入未済額といたしましては、10,051,146円になっております。

続きまして、下水道使用料につきましては、調定済額といたしまして、合計124,810,478円に対しまして、収入済額が120,542,574円でございます。収入未済額といたしまして、4,267,904円になっております。

なお、収入未済額のところの下水道使用料金についてなんですけれども、現年度分といたしまして、収入未済額が1,577,822円になっている分につきましてですけれども、これにつきましては今現在、水道企業団のほうからの徴収ということで、毎月10日に水道企業団のほうから収入ということで、うちのほうに送ってきています。その関係上、平成20年度の最終日が5月10日に水道企業団のほうから来ていますので、それ以降については今現在確認できている分が、この1,577,822円につきまして、現在は約1,000千円ほどは徴収を水道企業団のほうからしているようです。残りの500千円についても、一応今現在、徴収をされていて、うちのほうに次の収入の10日、次は7月10日にはその分が入ってくる見込みになっております。

続きまして、平成20年度末における滞納額の総額は先ほど御説明いたしましたとおりでございます。それに対する建設課としての滞納処理をどのようにするかということでございますけれども、まず町営住宅のほうなんですけれども、一応町営住宅につきましては、町営住宅の家賃と滞納整理事務処理要綱に基づきまして、滞納処理を行っているところでございます。

平成20年度の状況を申し上げますと、督促状につきましては約486件が督促、先ほどは1カ月以上の滞納者に対する督促でございます。それで、納入指導に応じなかった方への滞納者への催告状といたしまして、昨年は4件あります。催告状の対象者のうちの呼び出し状につきましては、1件出しております。連帯保証人への通知、督促ということで、昨年については3件ほど出しております。その3件につきましては、最終的には不誠意滞納者ということで、明け渡し請求を3件には行っております。その中で2件につきましては、協議の結果、明け渡しに応じられるということで、1件につきましては平成21年の3月末をもって退去させております。もう1件につきましては、退去日を協議しているところでございまして、その方についても、退去をさせるという方向で進めております。

退去されました滞納者につきましては、滞納金額はそのまま残りますので、今後残っている滞納額については完納ということで納入誓約書を作成させ、完納されるまで徴収に行きたいと思っております。

また、今後も不誠意滞納者に対しましては、滞納額が加算しないよう、まずは住宅の明け渡しという方向で進めていきたいと思っております。

続きまして、下水道使用料についてでございますけれども、下水道使用料の滞納処理につきましては、平成18年度より佐賀の東部水道企業団に使用料の徴収委託ということで行っております。その間、滞納等についても、佐賀東部水道企業団のほうにて徴収をしており、平成18年度につきましては約31,500円、19年度については67,200円ほどの滞納額が現在もあっておりますけれども、これにつきましては水道企業団のほうで水道停止等の処理をしながら、本人さんからの徴収を現在行っているところでございます。

平成17年度以前の滞納分、要するに佐賀東部水道企業団の徴収委託前についてでございますけれども、それにつきましては私たちの建設課で徴収を行っているところでございます。ちなみに、平成19年度末での平成17年度以前の滞納ということで2,840,852円ほどございますけれども、平成20年度についてはそのうち約250千円を課のほうで徴収いたしましたところでございます。

今後、この滞納分が一日も早くなくなるよう、強い意思で一丸となって徴収に頑張っていく所存でございます。

以上です。

教育課長（岡 義行君）

失礼します。私のほうから給食費の収納状況ということで御説明いたします。

まず、お手元の資料で、平成20年度決算の部分で、実は給食費は平成19年度より私会計になり、それ以前の滞納分で、20年度の当初の調定額2,428,200円でありました。平成20年度収入済額が366,600円、差し引きの平成20年度滞納繰越分として2,061,600円になっております。なお、滞納処理につきましては、年に1回、督促の通知をやり、臨戸徴収を随時やっていきながら、今後も引き続き徴収していきたいと思っております。

以上で終わります。

8番（伊東盛雄君）

住宅使用料についてお尋ねします。

20年度、10,000千円からあるわけですけど、これは裁判所から支払い命令を出させておりますか。そういう手続はとられているかどうか。

建設課長（江崎文男君）

20年度でございますけれども、裁判所等の手続は20年度は行っておりません。それ以前につきましては、裁判所等への手続等を行いながら、本人さんとの協議等をいたしまして、そういう方々につきましては、現在、分納誓約をもって分納をしてもらっているところでございます。なかなか裁判所等へのそういう手続をするということで、今後も行っていくつもりなんですけれども、それ以前に、先ほど言いましたとおり、前もって、そういう方々については、まず明け渡しの措置を全面的に推し進めていきたいということで、そういう方々については積極的にそういう方々を呼び出して、そのような形でまずは接触していきたいと思っております。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

家賃等、特に分納誓約とよく言われますけど、その分納している金額、これはまさか家賃より少ない金額を分納はさせていないでしょうね。そうしないと、滞納額は減りません。極端なことを言うと、1カ月5千円取ってきたと。それじゃ、5千円でその家に住んでいると

ということになってしまうんです。だから、家賃プラス5千円ならいいんですけど、家賃以下の分納はしていないかどうか、確認します。

建設課長（江崎文男君）

先ほどの伊東議員の御質問なんですけれども、分納誓約書につきましては、先ほど指摘いただきましたとおり、現年度分の1月分プラスの滞納分という形の一応計画書を納入させております。しかしながら、そういう方々について、先ほど言いましたとおり、基本的にはそれ以下の使用料しか払えないという方々につきましても、先ほど言いましたそういう方々についても、明け渡しの対象者として接していきたいと思っております。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

家賃以下を分納するというのを認めますと、基本の家賃以下でそのまま居座ることができるということになるんで、それを明け渡し請求するということであれば、そのように実行を強固にやっていただくと。

それから、明け渡しをさせたけど、家賃は滞納している。そういう場合、動産の差し押さえをされているのかどうか。基山町なんか、動産を差し押さえして、インターネットで公売していますよね。それで予定より高く売れたという。だから、例えば駐車場も払わない、車は持っている。車を差し押さえすると、そういう動産の差し押さえ。これまでやらないと、なかなか滞納というのはうまくいかない。そして、今各課長から聞いた金額をトータルすると約180,000千円ぐらい滞納があるわけですよ。その半分、90,000千円でも入れれば、公債費比率、分母がふえますから、25%にならんで何とかやりくりできるんじゃないかと。だから、各所掌課の課長さんはそういう意気込みで滞納を減らすようにしていただきたいと思えます。

総括的には町長に答弁をお願いします。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩をいたします。

午後0時 休憩

午後0時59分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

町税及び手数料等の滞納について、総括で町長の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

午前に引き続き、8番議員の御質問にお答えさせていただきます。

担当課から今、保育料、そして住宅家賃使用料及び下水道使用料、給食費について答弁申し上げます。先ほどと重複いたしますが、滞納整理については、今後も引き続き強力に行っていく、そういう方向で考えております。例年より増して強化していくことを私自身考えておりまして、徴収のほうに全力を傾けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

情報公開について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（川原源弘君）

それでは、3番目、情報公開につきまして、上峰町のホームページの充実、1番、財政状況の開示、2番、例規集の掲載、3番、議事録の掲載につきまして、一括して答弁差し上げたいというふうに思います。

まず、財政状況の開示につきましては、上峰町財政事情の作成及び公表に関する条例に基づいたところで、ホームページのお知らせの項目について、財政状況として毎年5月と11月の2回、これを公表し、11月には前年度決算状況もあわせて公表しているところでございます。

2番、例規集の掲載なんですけれども、例規集をデータ化するという事は、あと検索についても容易になりますけれども、実施となると相当の費用が伴うと、昨年の3月議会でも同様の御質問に対して説明申し上げたところでございます。隣接町の例なんですけれども、サーバー機器、ソフトウェアなど初期導入費用などでおおむね5,500千円、そして、保守費用、毎年2,000千円ほどを用意しているということをお聞きしております。本町の状況からすると、現状での対応は難しいと言われざるを得ないかというふうに思います。かわるものとして、厳しい財政への対応といたしまして、一昨年度から差しかえ業務改革といたしまして、毎年、例規集の差しかえ5,800千円ほどかかっていたものを、平成19年度には3,600千円、そして、平成20年度からは画像による閲覧という形で、職員同士ではイントラネットで画像で見ることができるという形で、従来5,800千円のやつがもう現在ではゼロ円まで改革して、経費節減の一翼を担っているところでございます。

したがって、現在のところ考えられるには、例規集の掲載というのは、状況からして非常に難しいのではなからうかというふうに思っております。

また、住民票などの申請様式については、現在ホームページにてダウンロードサービスを行っております。住民サービスにつきましては、ある一定のところでの成果という形では、ホームページからのダウンロードはできるようなサービスを行っております。

最後、議事録の掲載につきましては、これも同様に、20年の3月議会での質問事項でもあったんですけれども、その後、事務局では議事録の改革という形で、議事録をデータ化されております。したがって、データ化しておるということはホームページへの掲載という形では、現状としては満たしているというふうには存じておりますけれども、あと事務局とか議会の対応という形での検討をしてもらおうかなというふうに思っております。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

例規集について、制作が金かかるということですが、今までぎょうせいに出しよったですね。そのデータというのは全然役場として持っていないんですか。印刷されたものだけしか受け取っていないんですか。通常であれば、フロッピーまでとっておけば、入れ込むことは簡単だと、そんな金かからない。だから、一番金かかるのは、文書化する、打ち込むのが金かかるんであって、これ議事録も反訳してフロッピーが来ているはずですから、これを全然金かけて役場の職員の人で当然ホームページに入れ込むこと、技術力はあると思います。また、打ち込みに例規集が金かかるということであれば、1週間以内とか、そういう短期間では申しませんけれども、半年なり1年かけて、各課で関連する条例集を打ち込んでいけば、私はそんな金かけなくてもできるんじゃないかと思います。その辺どうですか。

企画課長（川原源弘君）

現在、お話しされた例規集のデータ化というのは、全く今のところデータ化されておられません。すべて今のところイントラネットのほうで掲載しておるのは画像化という形だけです。唯一データ化というのは、今、例規集差しかえを職員同士でやっております。そのたびにデータ化、自分のおのおの課のとだけはデータ化したやつを掲載しておるという形にしておりますので、条例改正がすべて整った段階、これが今のままでは5年か10年後の見込みかというふうに思います。

先ほどすべて条例を手書きで職員でしなさいといったら、今の例規集はすべて20センチほどあろうかと思っておりますけれども、これをすべて手で入力という形であれば、今現在、職員がそれぞれの課で、もう1人とか2人とかがつきっきりでデータをしなきゃならないというような膨大な作業量が発生いたしますので、現状としての作業業務としては、ちょっと無理じゃないかというふうに思っております。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

問題は、やる気の問題であって、今現在、改正している例規集も実際は打ち込んでいるわけでしょう。それで、5年も10年もかかるはずがないじゃないですか。各担当課ごと分けて条例を打ち込むのは、ちょっとその辺が少し消極的過ぎると思います。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま御質問の例規集の関係でございますが、先ほど企画課長から答弁しましたように、数百万円かかっていたものを現在は職員それぞれが手書きで修正、改正をやっておりますが、今、用紙代だけで金かからないように改革をやったところでございます。これは20年度からそういうふうにしてきておりますので、先ほど言いましたデータ化するとなると、初期の費用がかなりかかるということでございますので、もう少し財源的にゆとりが出てから対応したいと。内部のほうでは十分各課の連携というのはとれておりますので、それは十分今のところ間に合っているんじゃないかというふうに思っています。やっと19年度、20年度、21年度でそういう実績が出てきておりますので、もうしばらくはこのままで行きたいというふうに考えています。

8番（伊東盛雄君）

例規集についてはこれでやめますけれども、議事録について、反訳業者から今データベースをもらって、それを印刷して議員に配付していると思うんですね。だから、それは技術的には何ら費用はかからん。ただ、これは議会と事務局の問題ですけども、それを載せると、私は議会だよりだって、場合によってはもっと町の広報紙と一緒にして掲載して儉約になるんじゃないかと。必要な場合は、インターネットで読むと。そういうふうに要望して、この質問を終わります。

議長（吉富 隆君）

先に進みます。

小学校の学校パトロールについて、執行部の答弁を求めます。

子ども安全課長（大隈忠義君）

皆さん失礼します。8番議員の4番目、小学校の学校パトロール、現状と問題点についてということで答弁させていただきます。

現在、小学校のほうにおきましては、安全パトロールというふうなことでPTAの協力のもとに3名体制で、午前、午後1時間程度、校舎内はもちろん、学校敷地内全般にわたりパトロールを実施させていただいております。学校側といたしましては、校内の安全面など確保ができ、教師は授業に専念し、子供たちが授業に集中でき、また、教育活動がスムーズに展開できるようになったと非常に喜ばれ、感謝されているところでございます。また、子供たちにもスムーズに受け入れられ、あいさつもよくなったとのことです。しかし、保護者の活動としては、3年目の今日、出席率が下がってきており、その要因を調査してみますと、保護者の自分たちの子供は自分たちで守るという意識の低下、並びに今日の経済不況の状況の中、休暇がとりにくい、特にひとり親のお母さんにおいては、臨時、パート雇用等で休暇をとることが即収入減、雇用解雇に結びついてくるというなど、もろもろの要因があるようです。

現在のパトロール体制は3名体制でお願いしておりますが、先ほど述べましたように、

出席率が低下し、欠席者が出てきますと、当日のパトロールに支障を来しますので、子ども安全課の職員が毎日、午前中のパトロールの前に、保護者控室に出向き、この活動の趣旨を説明するとともに、これからも積極的に活動をしていただくようお願いをしております。また、出席状況もチェックし、1名のみ出席の場合は我々職員が同行し、最低でも2名体制で実施しているのが現状であります。

このような状況でありますので、課題といたしましては、保護者の学校安全パトロールへの認識を再度高めるとともに、町民ボランティア活動への働きかけだと思っております。今後も保護者に対して、PTAとともに学校の校内安全の徹底、自分たちの子供は自分たちで守るという当事者意識の啓発推進に図り、町民のボランティア募集を図ってまいります。町民のボランティア募集につきましては、今月号でございますけれども、広報「かみみね」6、7月号に掲載をし、募集をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

8番（伊東盛雄君）

自分の子供は自分が守るということは非常に立派な言葉ですけれども、実際は生活がかかっている親もいるわけです。働くお母さんたちがふえて、また、特にひとり親、午前、午後となると、1日休まにゃいかん。休むと、場合によっては「もう結構ですよ、やめてください」と言われかねないと。そして、生徒ごとの当番を決めてあるんじゃないですかね。それで、来ないと、それに参加しないと、あそこのお母さんはいつも欠席するというのがもう出始めているそうです。だから、それでは本当に強制的じゃないかと。そして、行けない事情のある方々、いわゆる非常に経済的に働かなければいけないという人たち、そういう人たちを助けるために、ボランティア団体等に呼びかけて、ただ単なる広報紙で呼びかけるんじゃなくて、具体的に団体に呼びかけて、それにも手伝ってもらって、親は親、学校参観を兼ねて来たいという人もおられるでしょうけれども、それはそれとして、出席率も下がっているという状況は、そういう面で補うようにしたらどうかと私は考えます。どうですか。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

失礼します。今8番議員からの御指摘で、非常に強制的じゃないかというような御意見が出ています、一部ではですね。私もそういうふうな御意見は少し聞いております。しかし、これが多分17年の6月ぐらいから始まったと思います、学校安全パトロールはですね。そして、現在に至って、19、20というふうな形でPTA独自で今のところやっております。その中で、今、大隈課長が説明したように、少し出席率が下がっているというようなことですが、基本的にはやはり、先ほど言いましたように、PTAが主体になってもらうという基本姿勢はうちを変えないでいこうというふうに思っています。しかし、それだけじゃ出席率が、例えば、70%であれば、あとの30%、非常に補うためにはどうしたらいいかということが今の問題点じゃないかなというふうに考えております。

今、伊東議員が団体にというようなことで御提案していただいておりますけれども、町内、社会教育団体、体育協会、文化協会、いろんな団体がございます。老人クラブを含めてですね。そういう関係団体も含めて、できれば個人登録をしていただきたいというふうに考えます。その中でPTAと合同でやっていけばいいんじゃないかというふうに考える次第でございます。今後とも、いろんな御意見で前向きに考えていきたいというふうに思っています。以上です。

議長（吉富 隆君）

これで8番伊東盛雄議員の一般質問を終わらせていただきます。

次に、3番松尾仁君、お願いをいたします。

3番（松尾 仁君）

3番松尾でございます。ちょうど食事を終わったばかりで、皆さん眠い時期かと思えますけれども、極力そういったことがないようにお伺いをしていきたいと思えます。

まず、時間が90分ということでございますけれども、私は大きな項目で4つ上げております。全部お伺いできるかどうかわかりませんが、後段、同僚議員等も重複するところがあると思えますので、その辺のところは割愛をしていきたいと思えます。

まず初めに、29歳の若さで町長に就任された勇平町長、これについては町長上番以来、真剣に町政に取り組む姿勢は評価し敬意を表します。推察するに、恐らくその責任の重大さに多分夜も眠れないときがあるんじゃないかというふうに思っております。本当にその辺は同情しますけれども、しかしながら、町長というポストにつかれて、1万人の町民を引っ張っていくということになれば、そうそうばかりは言っておられないわけです。ちょっと辛口のことをこれから私は言っていきますけれども、それはこの町のため、町長のためになるんだということで我慢しながら聞いてってください。

総じて言えば、全般に私当初から思っていたように、町長としての準備不足、知識経験不足ということがどうしても大きなネックとなっているような気がいたします。逐次これについてはお伺いをしていきます。

まず初めに、うちの町長29歳の若さで町長に就任されたんですけれども、2月に33歳の若さで市長に就任された三重県松阪市の、名前は失念しましたが、市長さんがおられます。これはあなたと同じく民主党の方でございます。この方は県議を務めておられます。したがって、そういった地方自治体の行政経験、自治体業務についてやはり、精通とはどうかわかりませんが、知っておられるわけです。この方が当然、私が市長になったら、こういったことをやるということを政策、選挙公約で言っておられます。最近の言葉で言えば、マニフェストですかね。松阪市は1,200億円か1,300億円の借金があるわけです。その借金の借金時計というのをこしらえられて、庁舎の前の一番見えやすいところに掲げて、今、借金は千何百億円ありますよと。我々努力して、こうこうこういうふうに減っていきますという

ようなことを実行されているんだそうです。そういったことですね。事ほどさようにやはり自分なりにマニフェストいうのを本来ならば掲げて、選挙なら選挙も戦ってもらいたかったんだけど、多分そのいとまがなかったんじゃないかなと思います。そういったことをまず冒頭に申し上げます。余りこれにかまけているとあれになるので、まず、質問事項について入っていきます。

我が町は、町長も認識されておるように、課題、難問が山積をしているわけです。その町を率いていく上で、やはりリーダーシップというのは大きく影響するわけですね。これについてどのようなお考えでおられるのか。おれはこれとこれは重点にしていくなぞと、このようなリーダーシップが必要であるというようなことを考えておられることを簡潔にお考えを述べていただきたいと思います。

あなたも施政方針が何かで言っておられたように、この町は残念ながら、モラルハザード、これを生じております。モラルを回復するというようなことも含めて、このリーダーシップというのが非常に大切なわけでございます。これが1番目の質問ですね。

1番、2番とやっておりますけれども、次に2番目ですね。こういった組織、役場もそうですけれども、90人近くの職員さんがおられます。こういった組織では、やはり規律というのが一番大事なわけです。まことに情においては忍びがたいんですけれども、これも過去のマイナスの負の遺産なんですけれども、平成18年ですか、そういったふうなお歳暮事件、お中元事件と言われまして、そういうふうな公務員としての服務規律を残念ながら違反された方がおられる。これは、私思うに、この方々の本来責任じゃないんですよ。それを指示された、発令された方に大いに一番の原因があるわけです。本当はこれ職権濫用なんですね。その方は退職されておられません。私、この方が在任中にしばしば言っていたんですけれども、今裁判中だからということで、ついにはうやむやになって終わりました。その御本人はもう退職、職権濫用された方はもうおられんですけれども、一応そういったふうに民事という形で損害のほうの請求行為を準備されるお考えはないか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

次、大きな2つ目、行政（組織の機能向上）についてということ。

番、職員のレベルアップについて、どのようなお考えをお持ちなのか、具体的にどのようにやっていかれるかということ、これも簡潔に、いろいろありますけれども、簡潔にお伺いをしたいと思います。やはり組織になって、人というのが一番大事ですから、その個人の能力を高めていく、それが組織としての能力を高めていくということになるわけですから、その辺のところを町長御自身の考えをお伺いしたいと思います。

課の再編、統合、これ午前中からも再三言っておられますけれども、重複することはやめますけれども、これは教育委員会のほうもちょっと目を向けていただいて、教育委員会はもっとスリムになる。本来、教育のほうに専念してもらおうような体制にする。あとの余分な

いるんな子ども安全課、やれ生涯教育課、そういうふうなのは全部本庁のほうに吸収をしてしまう。そういうやり方をとらんと、今のままじゃ何をやっておられるのか、よくわかりません。要するに言いたいのは、無駄をなくして、効率的なことでやりましょうということですね。

ついでに言うておけば、課の再編、統合ということで、前、町長が上番になる前は、私なんかひどいなと思ったのは、課長なんか半年、1年で交代をされているわけです、そのポストを。そういったことは絶対あれです、要するに業務のほうもよく、せめて3年は置いて、その業務に習熟をしていただきたいと。これは要望ですね。

次、これも行政についての3つ目、危機管理、これも非常に大事です。これも町長として一番大事なことじゃないかと思うんだけど、予測される危機というのがありますよね、当然。自然災害、これと今、南半球で大流行しているインフルエンザ、これについての対応をやはり町長なりの腹案、町としての施策、これを大きくいいから、準備をされるように望みます。いざ事態が発生してからいろんなことをやっても、全部後手後手に回るわけです。例えて、これ後ほど申し上げようと思ったんだけど、佐賀市の場合は、豚インフルエンザ、これの対応策として、要するにそれが今大流行、レベル6ですから、大流行のあれなんだけども、いよいよ本番、秋口、冬場になってきた場合には、発生した場合には、市役所職員の4割は、要するに自宅待機をさせると。それに備えると。ローテーションしながらやっていきますと。その場合、我が町でいえば健康増進課、ここに重点的に人員を配置して、そういったふうなことに対応をしますというようなことを考えて、施策としてとっておるようですね。これが2つ目ですね。

次、財政改革。

番、選挙公約と施政方針。町長の選挙公約で一番マニフェストらしいなというのは、目玉でしょうけれども、町長の給与の50%カット、これが唯一具体的な目標でございますね。これについて施政方針では全然触れていなかったんですけども、やはりこれを、最大のあれですから、施政方針でやはりうたってもらえなかったのかなというふうに思います。なぜ施政方針から押し出されたんかなと。

次、施政方針をずっと何回も私読ませていただきました。率直に申し上げて、いいことばっかり書いてあるわけです。何か歌の文句じゃありませんけれども。苦労していることは全然伏せて、そういったことはもう今のこの町の現況じゃだめじゃないんですかね。施政方針で、こういったふうな我が町はいろんなことをやっていきたいけれども、財源がないんですと、だから、新しいことをやるについては、スクラップ・アンド・ビルドで、これをやる場合にはこれをカットしてやっていきますと、そういうことを町民の皆さんに率直に言うべき時期じゃと思うんです。私、今度の町長の役目は、苦しいことを、身にしみることは、言うのが町長の役目だと思うんだけど、そのようなことを全然書いていない。

2つ目に行っているんですけども、財政に対する町民の最大関心事はどのように認識していると思うかということは、今、町民の皆さんはこの町の借金、我々の借金幾らあると、百十億なら百十億あるということを御存じの方もおられるかもしれんけれども、それを何年たったら返すのか。私は10年ぐらいで返して、借金ゼロにしてもらいたい。やればできるんですよ。そうなった場合に町民の個々の暮らし向きがどうなるのか、全然変わらんでいくのか、その辺のところは最大の関心事だと思いますよ。

次、3つ目、財政再建についてのアンケート、最近、アンケート、アンケートと言っていますけれども、私が今言ったようなことも含めて、これからの財政再建について、どのような方向性で持っていくかというのを率直に町民に訴えてやるべきだと思うんですよ。私、先任に申し上げたんですけども、そういったことはやらんというようなことだったからですね。これは次、町長のお考えを聞いてからまた次に申し述べます。

最後、4番、広報について。

我が町の広報紙は隔月発行なんですよね。これじゃやはり町長の御方針も意図も町民の皆さんにはようわからん。私も隔月じゃちょっと大きな不便があると思いますよ。だから、その辺のところは若干の、今、この経費は1,000千円ですから、あと1,000千円入れて2,000千円ぐらいにして、この広報紙だけは曲げないぞと。カラフルなやつをつくりゃいいんですよ。それで、町民の皆さんに訴えていく、必要なことをね。その辺のことにされたがよろしいんじゃないかと思えますから、その辺のところのお考えをお伺いします。

2つ目、情報の積極的開示、それから説明責任について、お考えを伺いますよと。

これは具体的なことも言いたいと思いますが、それじゃ。例えば、いろんな情報ありますけれども、例えば、町長さんがこの間言われた、私、何を言わんとしているかということ、期末手当のこと。県も大体カットしないと。カットしない町は我が上峰町と玄海町と、もう1つどこだったか 3つですよ。我が町は給与カットしているんで、やらないというような新聞記事が載っておりました。そのような、やっぱり一番町民が関心を持っておられることは、率直に、得意の出前講座とか、議会のほうに全員協議会、今格上げになって、ちゃんと法的に整備されておりますので、その場できちんとお話しされる。我々に話すということは、町民の皆さんに伝わっていくということですから。だから、何かうやむやのうちに、ボーナスはそのままもらっていくというようなことになっているわけでございます。ちなみに0.2カ月分カットしますと、どのくらいになるかというのを試算してもらったら、特別職以下含めて7,200千円とか言っていました。出てくるのがね。そんなことですね。あとはよろしいでしょう。そのようなことで、要するに情報、これについてはよく説明をして、その説明責任を果たすようにやっていかれてほしいと思います。

あと逐次、答弁なんかをお伺いしまして、質問等でお伺いをしていきたいと思えます。総括的には以上のようなことでございます。

議長（吉富 隆君）

町長のリーダーシップについて、町長の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

3番議員さんの大変鋭い御指摘とさまざまな御提案ありがとうございます。リーダーシップということでございます。

申されたリーダーシップというものは、上峰町の町長としてのリーダーシップであると理解いたしておりますが、行政機関というものは、その組織で働く職員一人一人の町づくりへの思い、そして願いがきちんとルールの中で強い責任感に裏打ちされて初めて動いていくものだと考えております。

組織を活性化させる、この根幹を御質問のことだと思っておりますが、まず士気、そして団結、これを高めるということに尽きるんじゃないかと思っております。これを高めていくために、その手順には幾つか踏まなければいけない過程というものがあると思っておりますが、まず私が、先ほど3番議員さん申されましたが、いろいろな具体的な施策がないじゃないかというような御発言でしたが、まず議会の皆様と、そして町民の皆さんと問題意識を共有するということが大切だと思っております。

そこで、私今回、施政方針の中で上峰の財政の状況というものを、わかる限りつまびらかにしたつもりでございます。その後、町民、そして議員の先生方と方向性を模索していくための会議体というものをつくっていきたいというふうな手順で考えておりました、そのための施政方針にも乗せさせていただきました総合政策の会議という形をとらせていただきたいということでございます。

また、問題意識の共有という意味で、ポータルサイト、今回、地域活性化・経済危機対策、この交付金に申請しておりますが、ここを通じてさまざまな情報公開をわかりやすくしていきたいという形で、今までの財政の状況を示した形のさらにわかりやすい形での披瀝が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

今、町長の御答弁、お考え承りました。私は、今の町の置かれておる状況の中で、それ個人のあれで違いますけれども、一番やはり大事なのは状況判断力じゃないかと思うんです。それと、こういった実務的な組織を運営する能力、これが一番、今のこの町のリーダーとして必要じゃないかと思うんですけれども、私はそのように考えております。

次、2番目のモラルの維持向上についてお考え述べてください。まだ承っていなかったの

で。

町長（武廣勇平君）

加えて3番議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

モラルの維持向上ということでございます。この間、私、選挙期間中からずっとお話ししてきたことは、上峰町は一つにならなければいけないということをずっとお話ししてきました。そして、それはどういう意味かといいますと、未来志向で、今の目の前にある財政の問題を取り組んでいく、このこと尽きると私は考えております。悪いうわさがこの間、町内外に知れ渡っていることを大変残念に思っていることから、そういう発言をしてまいりました。今回、町として初めて私町長に就任して御質問を受けたわけでございます。事実関係のことについても詳しく知らないという状況でございまして、過去のマイナスの負の遺産というものをご今考えながら、それが逆にマイナスのスパイラルになるようなことがあってはいけません、私はそういうふうに判断し、今後、皆さんとともに上峰町の再生に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

今の町長の御答弁、私ずっと気になっていたんですけれども、上峰町は一つという、その理念はいいんですけれども、それを町民全部の方に押しつけるというのはいかがなものかと思っているんですよ。あなたは知っているかどうか知らんけれども、昔、大政翼賛会というのがあったんですよ。みんな一緒になろうと。それと同じことじゃないですか。だから、大きく緩やかな統合をしていけばいいんですよ。無理して、上峰町は一つという合い言葉みたいにしていかんでね。それから、一つにならん方は、つまはじきされるじゃないですか、あなたのやり方でいけば。私はいかがかなと思います。

次、2つ目、要するに規律違反、これについては、やった方御本人について私どうだこうだと言っているわけで余りないんです、本質的にね。それをやらした方、今はもう退職しておられませんが、これについて責任の追及をするのか、検討する考えはあるのか、ないのか、その辺のところを再度御答弁ください。

町長（武廣勇平君）

引き続き3番議員の御質問にお答えさせていただきます。

前任者のさまざまな問題については、私、この間、裁判等でいろいろな司法の場できちっとした判断をされたという結果を受けていると思っております、この件について、もう事は終わっているという認識を今持っております、今後、責任を追及するかという御質問でございますが、町として、そういうことは今考えておりませんし、私はもうこの財政の問題の健全化、これだけに取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

なぜ考えていないんですか。この規律というのは組織の根本ですよ。要するに規律が緩む

と、組織体として成り立っていかんのですよ。だから言っているわけです。これは裁判が確かに解決しているかもしれんけれども、行政上の責任は解決していないですよ、あなた。何が解決しているですか。だから、私は言っているんですよ。もう一度考えてください。再考をしてください。これについては、また次の9月でもお伺いいたします。

時間がたっていきますので、次、どうぞ。2番についてはよろしくをお願いします。

議長（吉富 隆君）

行政（組織の機能向上）について、執行部の答弁を求めます。

総務課長（江頭典雄君）

3番議員の2番目の御質問について、まず、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1番の職員のスキルアップについての質問でございますが、職員はそれぞれお互いにそれぞれが自己の今の業務に関してはもちろんですが、いろんな社会人として、あるいはその他能力開発向上に日々研さんを重ねているというふうに思っています。特に町民の皆さん方から求められるいろんな事柄につきましても、いろんな対話の場、あるいはコミュニケーションを通じまして、それぞれが感じ、そして、おのおの向上心が湧いてくるんじゃないかと、そういうふうに信じております。職員のおのおのの能力をもとに、また、それぞれの努力を信じて、各職員の育成にも努めていかなければいけないと、それをもとに育成に励んでいかなければならないというふうに思っております。

町のそういう職員の研修もしておりますし、また参加もしておりますし、県の主催によります職員の職の区分によって研修が年に数回行われておりますが、これには該当職員それぞれ必ず受講するように取り決めを行っておりますし、そういうのを実行しております。また、町単独でも一般的な職員に対して研修会を行っておりますし、今後も続けていきたいと、機会あるごとに研修の場を設けていきたいというふうに考えております。

次に、2番目の課の再編、統合について、これは午前中も若干お答えしたところですが、先ほどと重複するかもわかりませんが、いろんな住民の皆さん方から要望される事柄というのはますます多種多岐にわたっておりますし、日々私どもも、先ほど申し上げました、努力、研さんを重ねながら対応しておるわけですが、御承知のように、職員も限られた人数でございまして、対応に非常に追われているのが現状でございます。そしてまた、逆に町民の皆さん方からも現在非常にスピードアップを求められておりまして、さらに職員がそれぞれ連携を密にして、厳しく対応していかなければならないような状況にあるというふうに思っています。昨今の国のいろんな政策、今行われておりますが、これに対応するつもりにはしておりますが、生活支援を初め、さまざまな政策が講じられておりまして、これも複雑で細分化した形での対応を求められております。少ない職員でございまして、いろんな面で町民の皆さんにも不便を来している部分があるかもわかりませんが、再度、各部署の点検を行いながら、先ほど

町長も答えられましたけれども、点検をしながら、今後、課の整理、統廃合も含めて検討をしていくというようなお答えでございましたので、来年度に向けて今から準備をされるというふうに思っております。

3番目の危機管理はどのようにしているかということでございますが、主に人的災害、あるいは自然災害に組織としての対応をどうするかということであろうかというふうに思いますが、常々、昔から言います水防、消防については、それぞれの団体がございまして、それを中心に現在も対応しているわけですが、特に最近、新型インフルエンザ問題が出てきて、先ほど議員さんも御意見、質疑の中にありましたけれども、今注目をされているような状況でございます。早急な行動計画、職員がどう対応すべきかと、役割はどうかというのが求められております。今回の、今フェーズ6まで引き上げられましたが、そういう流行をしておりますが、これも若干毒性が弱いということがありまして、九州、こちらでは比較的緩やかな対応をして間に合っているようですが、以前から強い毒性を持つ新型インフルエンザに対する行動計画、そういうのも早く整備をしようということ考えておったところでございます。昨年からは鳥栖地区では、鳥栖市周辺の町で、これに医療機関、あるいは関係機関含めまして、健康危機管理対策委員会というのを組織しておりまして、昨年には鳥栖の保健福祉事務所を中心にして協議を重ねてきましたし、発熱外来を含めた行動計画の訓練を行ったところでございます。今後、近隣地域での発生の場合の住民への予防策、あるいは周知をどうやっていくかと、あるいは指導をどうやっていくか、医療体制をどう確保していくのかということを含めて、また協議を重ねていくこととなりますが、とにかく町での対応が非常に難しくなってきておりまして、先ほど御意見ありましたように、職員も4割は罹患するというような想定のもとに行動計画をつくらなければいけないというふうなこともございまして、住民の周知をどうやっていくかということまで含めた内容のものをつくっていかねばならないというふうに思っています。

今後これから、議会終了後に向けて、庁内でもそういう対応を早急に進めていきたい、なるだけ早く行動計画をつくっていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御協力方よろしくお願いいたしますと思います。

3番（松尾 仁君）

総務課長、責任感が強いのか、るる御答弁いただきましたけれども、私がお伺いするのに、答弁書は町長と全部書いているんですから。だから、これから私が指名する以外は全部町長のほうに簡潔に御答弁をお願いしたいと思うんですよ。やはりお役人の課長さんだったら懇切にやるから、時間がかかる。時間がなくなっているからね。以後、町長というところでお願いをします。

町長のほうもひとつぼんぼんと簡潔にいいですからね。あと3番、4番、これまだお伺いしていなかったようですから、お願いします。

議長（吉富 隆君）

3番議員さん、3番までは課長さんが御説明されたんで、町長のお考えを聞きたいのですか。（発言する者あり）

3番（松尾 仁君）

それじゃ、私がどうも失礼しました。3番、財政について引き続きやっていきます。

この町の……。

議長（吉富 隆君）

3番議員さん、2番の行政（組織の機能向上）については、今、課長さんから御説明、御答弁があったわけですから、もうよろしいですか、課長さんの御答弁で。（「ここは、2番は結構です」呼ぶ者あり）大きくの2番目は、もうよろしゅうございますか。（「はい。あと3番に移りたいと思います」と呼ぶ者あり）財政改革のほうに。（「はい。じゃ、まず、御答弁いただけますか」と呼ぶ者あり）

大きい2番については、もう答弁は要らないということでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、14時15分まで休憩をいたします。休憩。

午後1時55分 休憩

午後2時15分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

財政改革について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

3番議員の御質問に引き続きお答えさせていただきたいと思います。

財政改革についてということでございます。選挙公約と施政方針についてということでございました。

私、選挙公約で申し上げましたように、財政の健全化というものを進めていかなければいけない、その上で一番の課題として2つ上げさせていただきました。それは実質公債費比率が25%に迫っているという状況と、そして工業用地の270,000千円、これの返済期限が平成22年3月31日に迫っているということでございます。

ここについて、まず、実質公債費比率についてですが、健全化判断比率が一つでも超えれ

ば、早期健全化団体に指定されるわけでございまして、自主的な改善努力による財政健全化計画の策定や外部監査の要求の義務が早期健全化団体に指定されれば出てくるわけでございます。そうなれば、また一般単独事業の起債が許可されないとか、そういった行財政運営上、大変な問題になるわけでございます。町民の関心事の一つであるとは私は思います。

その上で、先ほども申しましたように、改革には幾つかの経緯が、過程があると思っております。まず、情報の共有をしっかりとやっていく、一定期間、情報の共有というものをやっていく、情報の発信をやって情報の共有をしていく。そして、総合政策の会議を開いて、その会議体の中で住民の皆さんから答申をいただき、改革大綱に乗せていくというようなスケジュールを今後組ませていただきたいと思います。改革大綱が来年からでしたかな、来年から新たに作成しなければいけませんので、今年度中に答申を得られるような形ができればなと思っております。

次に、町政に対する町民の最大の関心事でございしますが、これはやはり先ほど申しましたとおり、実質公債費比率、早期健全化団体に指定されるか否かということだと思っております。起債の償還につきましては、一般会計、特別会計、また債務負担行為を含め、一般会計では平成27年に22億円になるわけでございまして、償還計画は財政係のほうでしっかりとつくられているものと理解しておりますし、今、上峰の財政状況、一番難しいのは実質公債費比率、これの25%に乗せないということであると思っておりますので、ここについては最新の情報を常に発信していきたいというふうに思っております。これはすべてサービスの低下や住民負担増につながる部分であることから、住民の関心が高いと私は思っております。というのも、やっぱり町民の皆様は税金を納めて、負担に応じたサービスを受けてこられたわけでありまして、町政運営の影響でサービスが低下するという状況にしてはいけないということございまして、サービスの維持という意味で、実質公債費比率、これを25%に乗せないというようなことを第一義的に私考えておるところでございます。

財政再建についてアンケートも必要だと思うが、お考えはということでございます。

アンケートは、この財政の状況を簡単に町民に伝えることの難しさという側面があると思っております。簡単に伝えることに大幅な時間をとって難しいのではないかと。そして、すべてを町民の皆様に決めてくださいという町長のリーダーシップとしてどうなのかという問題もあると思っております。私自身が町民の負託を受けて、議会の皆様にお諮りしながら、このことはリーダーシップを持って取り組んでいきたいというところで御了解いただきたいと思っております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

3番、財政のほうによろしく入ってきましたですね。別に私は細かい数字的なことは聞いていないので、町長の青年らしい、勇気のある御答弁、骨太の御答弁を聞いておけばいいわけですね。

今、御答弁いただきましたけれども、要するにこの健全化法案、これは19年の6月に法律が制定されたんですけれども、町長御存じないかもしれんけれども、19年の6月議会と、それから同じく19年の12月議会で、私が一般質問で質問しております、これについてはね。つい口がすべって、あなた方は極楽トンボじゃないのかというようなことまで言ったんですけれども、そういったふうに認識をされていない。特に12月では、20年度決算が、これ勝負のあれになるんだから、20年度の予算編成はよく気をつけて編成をしてくださいよと念を押しただけなんですけれども、どうもこれも危ないようですね。それはいいです。

何か、今、町長のお話聞いていると、要するにそういったふうな実質公債費比率、これが要するに目的であって、私はこれは手段だと思うんですよね。要するに実質公債費比率とか、赤字比率とか、それから将来負担比率とか、もろもろのやつは夕張を教訓にしてこれができてきたんですよ。要するにそういったふうな財政の財務会計を操作して、わからんように、わからんようにしていたから、それをチェックするために、こういったいろんな指標ができたんですよ。だから、これが目的じゃないんです。要するに、そういったふうな早期健全化団体の定義の中に入らんようにというようなことでやっていくんだと思いますよ。実質公債費比率を25%以下にするのが目標じゃない。これはあくまで手段ですよ。これ考え方の問題ですけれども、仮に25%になって、早期健全化団体に入ってもいいじゃないですか。もうどうしようもないんだから。もうこのごろ、あなたの責任じゃないんだけどね。負の遺産だけれども、あなたが町長となった以上はあなたが全責任をとってかじ取りをやっていくんですよ。そうなった場合には外部監査を入れる。そのお金も約8,000千円とか幾らかかりますけれども、それも準備しとかにやいかん。恐らくそうなりますよ、ここ1年のうちにね。好むと好まざるにかかわらず。もう大体そのような腹をくくっとかやいかんです。

あなた、町民に痛いことは言わんもんね。こういったふうな実質公債費比率を25%に入らんようにします、町民のサービスが低下しませんようにしますと、こんなうまくいくわけじゃないじゃないですか、手品みたいなことが。それをやるんだったら、町民のサービスは低下するわけですよ。そう思いませんか。そんな手品みたいな、マジックみたいな感じで今の町の財政がいくわけじゃないじゃないですか。だから、本当のところを町民の皆さんに伝えてくださいよ、あなたの声で。どうにも首が回りませんと。だから、手数料とか、例えば、下水道の使用料とか、もろもろのやつを値上げをさせてくださいと率直に語りかける時期ですよ。これを置いて、サービスは低下しません。余り格好のいいことばかり言ってもだめですよ。現実を見てください。

それから、今度の、あわせて言っておきますけれども、施政方針であれもやります、これもやりますということで、国、県の、国のおじさんとか、佐賀のおじさんからお金をもらいました、約1億円近くのお金をね。これをそれでもって懸案事項の小学校、中学校の耐震化工事ができますよ、そのほか若干の電算費の整備ができます。これはまあいいでしょう。残

りの約40,000千円ぐらいのお金を、これを幸いとばかりつまみ食いして、おたくのあれを見ていると、玉石混交ですよ。いいのもあれば、悪いのもある。何もそんな急いで早く予算化する必要ないじゃないですか。積み残したやつは9月でもいいわけですから。だから、ゆっくりその間煮詰めて。私は、これ多分町長の施政方針に合わせて、切れる財政課長がおるから、つくったんだと思うんだけど、私はそんなことではだめだと思いますよ。あれ何て言うんですか、緊急財政改革をね、あれを見ていると、いろんな、中にはいいのもあるんですよ。あるんだけど、あれは大体単発で終わるわけですよ、ほとんどのやつが。例えて言えば、妊婦健診とかなんとかの回数をふやしますと。もうじゃ、22年度からはどうするんですかということになる。予算がないんだから。だから、その辺のところはじっくり考えてやる。

それから、悪いんだけど、アウトソーシング、要するに外部のあれで、中央公園とかなんとか、また2,800千円の予算が要求で復活している。これはそういったことをやらんために、要するに自分のところでやるということをやったんですからね。何かそういったふうな、どさくさに紛れてどんどんどんどん復活している。これは私が見ていくとですよ。だから、何も拙速に事を急ぐ必要ちっともないと思うんですよ。あなたが施政方針云々で、私、ある町に聞いたんですよ。これまだどのようなお考えでおつくりになっていますかと。私のところはまだやっておりませんと。各課長にそういったふうな金との懸案事項含めて検討してくれということ、まだやっていると、まだ上がってきていないと。そのようなことでありました。

問題は、大きく骨太で、聞きたいんだけど、この110億円なら110億円、普通会計がありますよと。この借金を早く返しましょうや、だらだらだらだらしとかんで。10年ぐらいで。それだけ今もう身を削るわけですよ。毎年10億円ぐらい返していく。要するに、新しい町債なんかはもう借りない。そんなことからやっていかんと、やっていけないのじゃないですか。恐らく町村合併も国の特例法はもう今週じゅうに多分国の通知が出ますよ。これで打ち切りますということ。だから、後は任意でやっていかにゃいかん。そうすると、我が町の行く末は広く道州制、これが実行に移るまでは待っとかにゃいかん。それまで体質を強化してね。そのようなことになるわけですよ。だから、この辺のところの難しゅう考えんでいいから、要するに借金、早くゼロにしましょうや。これについての率直な町長のお考えを再度お伺いいたします。

町長（武廣勇平君）

3番議員の御質問に再度お答えさせていただきます。

今言われたように、地域活性化・経済危機対策についても言及がございました。これ基本的に単費を抑えるという意味で、長年の懸案事項でありました耐震強化、これを申請させていただいたということで、一般財源からの歳出を抑えるということに、後年度つながること

で実行させていただきまして、そこは御評価いただいたと思っておりますが、その他いろんなことが盛り込まれているという中で、妊婦健診というような話もございました。これは地域活性化・経済危機対策の交付金ではございませんで、国の施策として5回から14回に妊婦健診の回数をふやすということでございまして、公費助成があるわけでございます。私が施政方針の中でちょっと書いておりましたので、そういった誤解を招く表現であったかと思っておりますので、御容赦いただきたいと思っております。

そして、借金をもうこの10年間で返せばよいじゃないかという御質問だったと思っておりますけれども、それにつきましては、一応償還計画というのが町としてございまして、そこには償還する期間があって、その利率もあるわけでございます。これを短くするということであれば、それができるのかちょっとわかりませんが、起債の比率もまた当然高まるわけでございまして、それが実質公債費比率の上昇につながるという意味で、ちょっと難しい話だろうなと聞いておりました。

あと実質公債費比率の25%に乗っけないということが目的ではないはずだという御質問でございましたが、それはそのとおりだと私も思っております。要は住民の皆様が一番心配されているのは、そういうイエローカード、レッドカードになることによって、住民負担が拡大する、サービスが低下するということから不安が発露するわけでありまして、その意味で実質公債費比率を抑えていくということが、住民負担、住民不安を解消する意味になるんじゃないかというところで、第一義的に実質公債費比率の低減というものを目標にさせていただいているところでございます。

今後とも議員等御指導賜りながら町政運営進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3番（松尾 仁君）

引き続き3番、財政改革に行きます。

借金返済のあれですね。結局、町長、償還計画というのはつくっておられるのは、町のやつがあるんですけども、当然これ町長は多分認めておられると思うんですけども、要するに先ほど私が言ったのは、そういったのにかかわらず、借金は早くゼロにしましょうよと。そのためには町民にこれこれやはりサービスが低下しますよということを率直に語りかけるべきじゃないかということ先ほど言ったんですよ。あなたの施政方針を見ていると、何とか審議会、最後は町民諮問会議、何だったですか、町民会議をつくって、そこに丸投げをすると。もうそうすると、ことし1年は審議で何もやらん。出てくるのは恐らく来年の後半になると思います。そうすると、早くて2年間は何もできんということじゃないですか。あなたみたいにしとったら。だから、拙速でもいいから、武廣町長、おれはこうやるんだということをやっとして、並行しながら、そういったふうなことを投げかけてやっていかんとだめじゃないですか。あなたみたいに、何でもかんでも、要するに、もう私見として、これは何

か逃げの姿勢じゃないかと思うんだよね。自分に都合の悪いこと、こういうことを全部何とか委員会、何とか町民会議に諮問をして、そこの答えを待って施策をやると。そうなんじゃないですか。私はその辺のところのリーダーシップを発揮して、今、町の実態はこうだから、財産の実態はこうだから、これは町民の皆さん、これから力を合わせて辛抱してやっていきましょうと、率直に語りかけるべきじゃないんですかということは何回も先ほどから言っているわけですよ。こんな自分に都合の悪いことはみんな何とか委員会、何とか町民会議に丸投げをしてやっていくと。その工程を時間的に見とったら、ことし1年はそういったふうなことで論議をやる。来年出てくるでしょう。それをまたやると、条例化してやるということになれば、予算化してやることなら、早くて2年は何もできんじゃないですか。だから、上峰町の失われた2年ということで、あなたは歴史に名を刻みますよ、そういったことであれば。だから、拙速でいいんですよ。要するにやりながら、実行しながら、あわせて並行してやっていけばいいんじゃないかなと思うんだけど、これはあなたのお考えでありますけれども、やはりいい方法、最善の、ベストの方法をとっていただきたいと思います。強くその辺のところをお願いしておきます。

これ最後、もう一回、念を押して聞いておきます。現在ある償還計画と、新しく思い切っばっさり大なたを振るって償還を早くして身軽になる、そのかわり住民のサービスも低下をしますよということに踏み切られるかどうか、その辺のことを簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

3番松尾議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

償還計画を早めて早期健全化団体の指定をみずから積極的に受け入れて、町民負担を求めるというやり方ですが、そういう考え方もあるのかと聞いておりました。ただ、私は今のところ、起債、補助金つきになります、借りかえを行って平準化していくこと、そして、今後、さまざまな補助金や負担金等の歳出の削減を重ねながら、また、細かなところ申しますと、事務費なんて、今、しっかりと収入役室ですか、そこで事務用品等管理されているわけですが、鉛筆1本からしっかりと見ていくようなチェックを入れていく、目を向けていく必要があるというところで、細かなところまで歳出削減を行っていきたいという方向性で、この町政の運営を進めていかせていただきたいと思っております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

今、町長の御答弁というか、お考え聞いていると、あなたのやつはことごとく文字が踊るだけで、中身は私は全然感じないね、実体はね。例えば、あなたは3月に町長に上番されて、新しい目を見て、いろんな町の無駄というのは目につくわけです。実際無駄というのは目につきませんでしたか。私なんか、議員になった初め、あれこんなことをやっているな。例え

て言えば、中央公園のライトなんかね、夜、らんらんついているけれども、あれ3分の1以下にすればいいじゃないですか。そんな小さな無駄を町長の目で見ても、部下と協議をして、たとえ10千円、20千円でいい、カットをしていくというふうなあれが全然見えない、そういう姿勢が。ただ町長室にこもって、頭抱えていたんじゃないですか。

だから、町長たるもの、やはり日に午前1回、午後1回、庁内を回って、課長とか職員のお話を聞く。それで、聞いて、要するにそこであなたの意見は言わんでいいんですよ。聞いて、職員の士気を鼓舞する。うちの職員は立派な職員の方が非常に多いんですよ。仕事がやりやすいようにしてやる。これがリーダーの役目ですよ。あなたのあれを私今ずうっと見ているんだけど、庁内をあんまり歩いているのを見たことない。私がいなくて歩いているんだらうけれども。だから、町長室にこもっておるのもいいけれども、やはり回って、いろんな若い職員さんの話を聞いてやる必要がありますよ。

この間の、これは春秋だったか、あれ見ていると、アサヒビールの元社長さんで樋口廣太郎さんという方があったけれども、この方は社長に就任してスーパードライでアサヒビールを再生された方なんですけれども、スーパードライで見事ヒット商品出してやったんですけれども、この社長さんはずうっともう各工場とか社内を回って、社員さんのお話を聞いておられたと。あなたもそうしなさいよ。そんなのは金かからんでできるんだから。もう町長室にこもっていないで。その辺のところで一応私の3番の質問は終わりたいと思います。

議長（吉富 隆君）

答弁は要らないですね。

じゃ、先に進みます。広報について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

3番議員さんの御質問に改めましてお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、4番広報について、当町の広報紙は月刊に復する必要があると思うがどうかということでございました。総務課長のほうからも申し上げましたが、今、2カ月に1回、偶数月に発行をしているというような状況で、もう情報発信が必要だから、もっと町広報紙を活用すべきというお話だと思っておりますが、財政状況がこれだけ悪いという中で、隔月というような判断をされたものだと思います。私、今お話を聞いていて、ホームページを活用しての発信はできないものだろうかというようなことを考えておったわけでございますが、その辺につきましては、担当の課長と相談しながら、なるべく行政から町民の皆さんに情報が発信されるような環境づくりに尽くしてまいりたいと思っております。

また、次、情報の積極的開示を、説明責任について認識を伺うということでございますが、これはもう本当に議員御指摘のとおりでございまして、私もとことん情報の発信をしていきたいと思っております。そのために思い浮かぶ限りでございますが、ホームページやら、その町民参加型の会議体というものを提案させていただいておるわけでございます。議員のほ

うから、さらに見識が行政についても私よりもかかわって来られたわけでございますので、有効な提案がございましたら、いつでも教えていただければと思っております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

いよいよ最後のほうになってきました。今、町長の御答弁あったんだけど、広報紙のかわりにホームページを活用すればいいんじゃないかと、予算を伴う云々と、これ検討しますというようなことだったけん、これは大事なことからね。町長の一番意思伝達のこれ手段なんですよ、広報紙というのはね。ホームページで云々と言うけれども、パソコン持ってホームページを開いている人、この上峰町で何%ぐらいいると思いますか。そんなの全然御存じなくて、ホームページで云々ということを行っているからね。だから、ずれているんですよ。恐らく50%もっていない。せいぜい30%ぐらいのもんじゃないですか、よくいって。そういったことじゃ、言葉だけでしょう。そんなことで町民に云々というのは。だから、せっかくこういった広報紙というのは町民に語りかける絶好のあれなんだから、これくまなく3,000世帯なら3,000世帯に入るんだからね。それはもっと広報紙を充実すべきですよ。私はそう思います。何ですか、1,000千円ぐらいの予算が。もうあなた、これ地域活性化・経済危機対策臨時交付金なんか見ると、こればらまいているんだから、もうこれでもか、これでもかとね。これは単発で単年度で終わるけれども、こういった1,000千円ぐらいの金はひねり出せるでしょう。

あなたが、まだ言えば、要するに障害者のタクシー代利用のあれ云々、私も他の依頼をされて、4月調査しました。県とか、各町村行って。おっしゃるとおりです。ただ、私疑問に思ったのは、なぜ16年でうちだけがやらなかったのか。その辺のところ、町長調べたことないでしょう。私、その辺のところを確認すべきですよ、町長はね。これ、あなた、この障害者、何名おられるか知っていますか。ことしは予算措置10月以後ということで400千円組んであるけれども、来年以降は大体171名の方がおられるんだから、そのうちの全部じゃないけれども、各市、各町のやつを見ていると、大体1,200千円は要るんですよ、予算措置がね。その出費を覚悟しとかにやいかん。これ継続的に要るんですからね。

話は元に戻って、その根源ですよ、なぜうちの町だけそういったふうな身障者の方にタクシー券を出さなかったか。その辺のところ、やっぱり大きな疑問点を持って確認すべきですよ。あなたがですよ。はい、これはいいことだとばかりじゃなくてね。私は、担当課長にも聞いたんだ、担当課長もようわからん。恐らくその当時、平成16年当時、うちの町が独自の、要するに地域の巡回バス、これを導入した当初だったんですよ。だから、これがあるから、いいんじゃないかというふうなことで、恐らくそういったうちは打ち切りますというふうなことになったんじゃないかと推察しているんだけどね。これ自体はタクシー券が云々、悪いとか、いいとか言うんじゃないんですよ。だから、よそがやっていないからど

うだこうだと、その辺の考え、思考法がおかしい。なぜというのが、あなたは抜けているよ。私はそのように思います。だから、その辺のこと、根源をやっぱり詰めていかれるのがよろしいかと思えます。

話がタクシー券のほうに飛びましたけれども、元に戻して、広報紙、これは町長とか、各課のこういった仕事をやっています、こういった仕事をやりますというPRする絶好の手段ですからね、媒体ですから。ホームページなんて、まだまだこの町は早い。導入が云々じゃないです。利用している人が少ないと言うんですよ。だから、現実に即した見方をせんとね。だから、そういったふうなことを考えてやってください。その1,000千円ぐらいの予算がひねり出さんというあれじゃないでしょう。町長の施政方針でいいことばかり書いているんだから。私はそのように思いますが、ぜひ前向きに検討して、出します、復刊しますと。カラフルに、もう多色刷りのカラーで出して、よそに負けないようにやるというふうなことで、再度御答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

3番議員さんの御質問に再度お答えさせていただきます。

広報紙につきまして、その辺も議員さんの御指摘も受けながら、ちょっと担当の課としっかり相談しながら、財政の状況というものを見ながら、考慮しながら、判断させていただきたいと思えます。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

町長からもっと青年らしい、青年町長らしい前向きなお話があるかと思ったら、ちょっとあれですね、勇気に欠けていますね。町民がそんなところをやっぱり関心を持って見ていますよ。あなたの言葉が活字になってそのまま出ていくんだから。もっともその前に、余り難しい用語を使わないでください。あなたの就任のあいさつを見ていると、何か私見とって、ああこれはどういうことを言っているのかな。小学校5年生でもわかるような平易なわかりやすい言葉で言ってください。私は議会の広報委員の一員でございますけれども、いつも委員長あたりから、そのような指導を受けています。小学校5年生でもわかるような広報紙をつくれと。だから、先ほどどなたか言ったけれども、要するに議会広報紙と合体してもいいわけですよ、町の広報紙と。その辺のことをね、やはりこれは毎月出していかんと、隔月置きだったら、もうわからない、町政がさっぱり。あなたはあんまり関心がないんじゃないかな。私なんか、本当わからない。だから、ずうっと私見ているんですよ。

要するに、私はそういったことで広報紙を復活して、町のほうに自分の意図を、方針を徹底するというようなことでやっていただきたいと重ねてお願いをしておきます。広報紙についてはもう終わります。これで終わりますよ。

2番目の情報の積極的開示をということで、先ほど言ったんだけど、町長、御存じな

いかもしれませんが、これからはそういったことがないんですけれども、行政情報が中断して、住民に伝わらない事例があるんですよ。これ細かく一々事例を挙げませんが、町長がかわったからね、そのようなことが今後ないと思いますけれども、情報が中断して、断絶をして、住民に必要な情報が伝わらないというふうなことがないようにしてきていただきたいと思います。

話に承れば、なかなかいいことで、週間ミーティング、課長等出席されてですよ、ずうっとやっておられて、そこで恒常的な業務は別にして、こういったふうなことを考えておるとか、課長等が事例を説明して、要するに週間ミーティングをやっておられるんでしょう。そのような場に出て、よく話を聞いてください。そうすると、ああこういったことかというのがわかります。

先ほど冒頭言ったように、そういったふうな、例えば期末手当にしても、私なんか、町民の皆さんも同じ、新聞情報でちらちらと見ただけで、やはりこれは町長が広報紙、これ隔月だから、ようわからんけれども、何らかの機会でこういったことで我が町はやらないんですよということを明確に言う必要があるんじゃないですか。もう玄海町と我が町ともう1つどこだったですか、この3つだけだから。上峰町いわく、我が町は給与をカットしているから。子育て給与カットしているんじゃないですか、給与カットしているところ、さらに期末手当をカットしているところ、たくさんありますよ。その辺のところを踏まえた上でしてください。恐らくこれも、これは私の推察ですけれども、何とか県の町長会議とか市長会議で、恐らく我が町の青年町長が即答をされたんじゃないかと思うんですね。我が町はやらないと。これは私のあくまで推察です。じっくりそういったことこそやはり課長等に持ち帰って聞いて、やっぱりやるべきじゃないか。それで、議会等のほうにも、議会に話すということは住民に話すということですからね。その辺のことはやっぱりやっていただかんといかんですね。

それとか、前の繰越明許費のところでも、議案審議のところでも多分言ったんだと思いますけれども、要するに国際交流、百七十何万のね。これも議案審議の段階で若干規模を縮小していったらどうですかというふうなことも私は、それから、中山議員も言ったけれども、フル装備でお出かけになっている。だけん、そういうのはまず隗より始めよだから、そういったふうなことをやっぱりやってもらわんと困るんですよ。

あんまり途中急いでやってきたらね……。あと、もったいない、時間が10分残りましてけれども、もし、何か町長のほう、私に質問がありましたら、議長のお許しを得て質問を承ります。終わります。

議長（吉富 隆君）

3番議員さん、質問は終わりですか。（「前にさかのぼってよかったですね」と呼ぶ者あり）町長に質問を求めることはできませんから。

やっぱり議員の皆さんにお願いをしておきたいと思います。通告のとおり質問をしてい

ただいて、御答弁をいただくということで御理解をしていただきたい。よろしゅうございませうでしょうか。

御答弁は要りませんか。要りませんね。

お諮りをいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会をいたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 2 時 55 分 散会